

平成29年第3回基山町議会（定例会）会議録（第3日）						
招集年月日	平成29年9月5日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成29年9月7日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	散会	平成29年9月7日	16時50分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	松石健児	出	8番	河野保久	出
	2番	大久保由美子	出	9番	重松一徳	出
	3番	末次明	出	10番	鳥飼勝美	出
	4番	栗野久明	出	11番	大山勝代	出
	5番	久保山義明	出	12番	松石信男	出
	6番	牧菌綾子	出	13番	品川義則	出
	7番	木村照夫	出			
会議録署名議員	4番	栗野久明		5番	久保山義明	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 藤田和彦		(係長) 久保山晃治		(書記) 椛宏子	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田一也	産業振興課長	鶴田勝美		
	副町長	酒井英良	まちづくり課長	内山十郎		
	教育長	大串和人	定住促進課長	毛利博司		
	総務企画課長	熊本弘樹	建設課長	古賀浩		
	財政課長	平野裕志	会計管理者	村山留美		
	税務課長	寺崎博文	教育学習課長	井上克哉		
	住民課長	安永宏之	産業振興課参事	寺崎一生		
	健康福祉課長	中牟田文明	まちづくり課図書館長	天本洋一		
こども課長	平川伸子					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

一般質問

1. 木村照夫
 - (1) 町内の森林振興策について
 - (2) 道路標識、標示線の設置について

2. 久保山義明
 - (1) 発達障害者支援法に基づく行政支援について
 - (2) まち・ひと・しごと創生総合戦略について
 - (3) 町職員新規採用の制度について

3. 栗野久明
 - (1) 土石流特別警戒区域の防災について
 - (2) 鉛給水管取替状況について

4. 大山勝代
 - (1) よりよい教育行政と教職員の多忙化解消について
 - (2) 安心安全の町道整備を

5. 牧菌綾子
 - (1) 町内の公園の現状と今後の在り方について
 - (2) 平成29年度の基山町教育の基本方針を問う

～午前9時30分 開議～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより直ちに開議します。

日程第1 一般質問

○議長（品川義則君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

最初に、木村照夫議員の一般質問を行います。木村照夫議員。

○7番（木村照夫君）（登壇）

皆さんおはようございます。7番議員の木村照夫でございます。傍聴席におかれましては、雨の中、早朝より傍聴いただきまして、まことにありがとうございます。

きょうは二項目の質問をさせていただきます。

1つ目は町内の森林振興策について、2つ目は道路標識、標示線の設置についてでございます。

まず一項目、町内の森林振興策についてですが、森林は木材供給のほかに、水資源を育むとともに、土砂災害を防ぎ、二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を防止するなど、さまざまな役割を果たしています。しかし、適切な管理が行われず、森林荒廃が進んでしまえば、こうした森林の持つ機能は十分に発揮されません。

私たちの財産である基山町の森を育み、森林の恩恵を次世代に引き継ぐことが大切です。町内の森林は、昭和30年代から国策として雑木林、雑木林からシイの木やカシの木、この森から人工林の針葉樹、杉、ヒノキへと植えかえられました。これが植樹されて約60年を過ぎ、本当は木材の製品として活用できる材木となっているわけですが、手入れをしない森林は荒廃化しております。そういう観点から、森林振興策についてお伺いします。

(1)としまして、現在の具体的な対応状況を示してください。

(2)としまして、県が平成25年から平成29年で第2次環境林の森林整備を進めておりますが、具体的な内容をお示してください。

ア、どのような事業か。

イ、整備される町内の森林整備面積は幾らか。

ウ、荒廃した人工林について間伐は実施するのか。

エ、間伐材の処理方法は。

オとしまして、切り捨て間伐材と豪雨災害に伴う流木の関係についてお知らせください。

(3)としまして、林道維持管理の対応状況を示してください。

ア、定期点検・巡回の実施は。

イとしまして、法面の倒木処理・草刈り状況について。

ウとしまして、道路面及び側溝の整備はどのようにしているのかについてお伺いします。

それから二項目めは、道路標識、標示線の設置についてでございます。

交通の要衝と言われる基山町において、他市町と比較しまして道路標識及び道路指示線が少ないと町民の一部から言われております。それから、交通事故件数が少ない。

それは、町民の皆様が道路上でお互いに譲り合って通行しているため重大な事故が少ないと思っております。

そこで(1)としまして、道路標識を設置するのは、道路管理者——町の管理は町道、農道、林道、里道——又は公安委員会のいずれか。

アとしまして、案内標識。これは目的地の方向や距離、国道、県道、町道、路線番号、市町村の境界などを示しております。

イとしまして、警戒標識は十字路、踏切、横風注意などの運転上注意が必要な道路状況などを示しております。

ウ、規制標識は、車両通行どめや最高速度の制限、禁止や制限をあらわしております。

エの指示標識は、横断歩道や停止線などの位置を示し、また、規制を予告するものです。

(2)としまして、道路上の標示線についてお伺いします。

ア、県道と町道との交差点の一時停止線、止まれの標示線は、どのような協議の上で設置されているのか。

イとしまして、町道の交差点の一時停止線及び標識取り付けなどの協議はなされているのか。

ウとしまして、設置に向けての地元の意見や関係機関との協議は実施しているのか。

エとしまして、一時停止線及び標識設置等の優先順位はどのように決定しているのか。

それと、(3)としまして、通学路、グリーンベルトの設置基準等はあるのか。

以上で1回目の質問を終わります。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、木村照夫議員の質問に対して答弁させていただきます。

まず、1の町内の森林振興策について。

(1)現在行っている森林振興策について、具体的な対応状況を示せということでございますが、10年以上手入れを行っていない山林を対象に、県の森林環境税を使ったおおむね40%以内の間伐等を行う荒廃森林再生事業、20から30%の間伐を行う美しい森林づくり基盤整備事業や間伐作業道の整備等の森林・山村多面的機能発揮対策事業、森林経営計画を作成して森林経営に取り組む者に対して支援する造林事業を行っています。また、山の手入れのための間伐等の研修会も行っているところでございます。

(2)県が平成25年～平成29年で第2次環境林の森林整備を進めているが、具体的な内容を示せ。

ア、どのような事業かということでございますが、間伐等の森林整備が行われず荒廃した人工林を対象に、針葉樹、広葉樹の入りまじった多様な森林へ誘導し、森林の公益的機能の高度発揮を図るため、森林環境税を財源として県が森林所有者にかかわって強度な間伐を実施する事業でございます。

イ、整備される町内の森林整備面積はいくらかということでございますが、基山町内で第2次環境林、基山（きざん）環境林として選定されており、平成26年度と平成28年度で99.96ヘクタールの間伐が実施されました。平成29年度は44.31ヘクタールの間伐実施が見込まれ、全体として144.27ヘクタールの整備面積となる予定でございます。

ウ、荒廃した人工林について間伐を実施するのかということでございますが、県が選定した県内環境林10カ所の荒廃した人工林及び一体的に整備する必要がある森林を対象として、県と所有者の間で森林の整備等に関する協定を締結した森林については、強度な間伐が実施されているところでございます。

エ、間伐材の処理方法はということでございますが、間伐した樹木については、枝を払い、切り株や立ち木により2点を固定する等して流出防止を図っています。ただし、防災上、間伐材が流出し下流域に影響を及ぼすおそれがあると県が判断した箇所については、危険木となる間伐材の除去等を実施されています。

オ、切り捨て間伐材と豪雨災害に伴う流木の関係についてということでございますが、去る平成29年7月の九州北部豪雨による流木災害については7月14日から16日まで、日本地すべり学会が、19日から21日まで林野庁が山腹崩壊や溪流荒廃状況、流木の堆積状況について現地調査が行われ、調査の結果、山腹崩壊直下の溪流に残存している流木は根つきであったことから、流木は立ち木が崩壊土砂とともに流下したものと認められています。

林野庁では、記録的な豪雨による特定の箇所集中した雨水が要因となり、森林の機能の限界を超えて斜面が崩壊したもので、今回は切り捨て間伐材のみが流木として流出したのではなく、森林に有する土砂災害防止機能や土砂流出防止機能の限界を超え、山腹崩壊が発生したと分析されているところでございます。

(3) 林道維持管理の対応状況について示せということで、ア、定期点検・巡回の実施はということですが、2人一組体制で月に1回は職員等で全線の見回りを行うようにしております。

なお、豪雨や台風等の際は、通行規制を促す案内を林道の起点と終点に配置しているところでございます。

イ、法面の倒木処理・草刈り状況についてということでございますが、倒木処理については、職員等で処理できるものか、業者をお願いするものかを判断し、早い時期に処理するようにしております。

草刈りについては、地元の管理組合で年1回お願いする林道と、町の臨時職員で行うなどの対応をしています。

ウ、道路面及び側溝の整備はということでございますが、道路面については、常温合材で職員等が整備できるものは整備し、できないものは業者で整備するようにしています。

側溝の整備については、草刈り実施時に整備するようにしているところでございます。

2、道路標識、標示線の設置について。

(1) 道路標識を設置するのは、道路管理者又は公安委員会のいずれか。

ア、案内標識について、案内標識は円滑な道路の交通確保から道路法などに基づき、道路管理者で設置しているところでございます。

なお、公園などの公共公益施設へ案内する標識は、道路法に基づく占用手続により施設管理者が行う場合もございます。

イ、警戒標識。道路構造や曲線半径などにより事故の未然防止から必要な警戒標識は、道

路法に基づき道路管理者が設置しているところがございます。

ウ、規制標識。規制標識では、通行の禁止や追い越し禁止などがあり、道路交通法に基づき公安委員会で設置決定されて、規制標識は公安委員会で設置されるということになっております。

エ、指示標識。指示標識は、横断歩道などで道路交通法に基づき設置する標識となり、公安委員会での設置決定が必要となります。設置する場合は公安委員会窓口の鳥栖警察署と道路管理者が協議をいたします。ただし、信号制御による交通誘導の改善など事故未然防止の観点から行う必要がある場合は、公安委員会が単独で行う場合もございます。

(2)道路上標示線について。

ア、県道と町道との交差点の一時停止線、止まれの標示線は、どのような協議の上で設置されているのかということですが、道路幅員や歩道の有無など、道路形状により変わりますが、道路交通法に定められた優先順位に基づき優先道路を判断します。一般的には、県道と町道の場合、県道を優先しますので、双方の道路管理者と鳥栖警察署と協議を行い、道路構造令及び標識令など関係基準に基づき設置を行います。ただし、現在は道路規格など明らかに交通量に差がある場合は、一時停止の指示標示を行わない場合があります。

イ、道路の交差点の一時停止線及び標識取付けは、どのように協議しているのかとここでございますが、一時停止線などの標識規制は、地域の意見や関係者と協議を行い、交差点の形状や道路の状況などから公安委員会へ設置要望を行うのか判断いたします。このとき、窓口となる鳥栖警察署と現地調査を実施し、交通状況や規制の必要性、設置場所の協議をいたします。

なお、提出した要望書は鳥栖警察署から意見を付して公安委員会に上申され、公安委員会で設置有無が決定されます。設置に決定された場合は公安委員会の予算にて設置されます。ただし、事故未然防止の観点から早期に設置する必要がある場合は、警察からの協議により道路管理者が行う場合もあります。

ウ、設置に向けての地元の意見や関係機関との協議は実施しているのかということですが、規制は地元の日常生活にも影響するため、地元代表者を通し意見をいただいております。また、店舗などの営業活動がある地域では、その関係者の意見も伺っているところがございます。

エ、一時停止線及び標識設置等の優先順位はどのように決定しているのかということでご

ざいますが、交差点の視認性及び交通量の比較など事故発生の要因となるものがあるかを調査しますので、危険要因が多い交差点が設置する優先順位が高いものになります。

(3) 通学路のカラー舗装の設置基準等はあるのかということですが、設置基準はありませんが、通学路のカラー舗装は、道路交通法第10条に定められた歩行者の通行区分基準に基づき、歩行者が通行する路側帯が視覚的によりわかりやすくなることで歩行者の安全確保につながるように行っているところでございます。

主に歩道の整備がされていない道路で、車道と歩道をガードレールなどの防護柵で分離が困難な場所に視覚的に歩行空間であることを認識してもらうため設置しているところでございます。

以上で1回目の答弁を終了させていただきます。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

それでは、2回目の一般質問をいたします。

まず1項目め、町内の森林振興策について。現在の具体的な対応状況を示せということで、2つほど言われました。県の森林環境税を使ったおおむね40%の間伐等を行う荒廃森林再生事業、それと20から30%の間伐を行う美しい森林づくり基盤整備事業、基山町で行っている事業はその2つのどちらでしょうか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

町独自で行っている間伐とか作業道関係というのはございません。町単独では。全て県の事業に合わせて、町も県と一緒に行動しながらこういう事業を展開しております。

以上です。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

いや、私が聞いているのは、40%間伐と、もう一つは20から30%ありますね。この間伐するパーセントの事業がどちらなのか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

これは、両方とも実際やっております。上の40%、一般的に間伐というのは、最大35%ぐらいまでで間伐していくんですけども、特に、こういうふうに10年以上手入れしていないところはそれ以上に間伐をしていくということで、県が地主と協定を結んで、実質、今のところ86名の方が全体で50ヘクタールほど事業を県と一緒にしております。

その下の20%から30%に関する事業につきましては、これは2分の1補助ということで、2名の方が自分の山を自分で間伐されております。

以上です。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

県の事業ですから、詳細はわからないかもしれませんが、40%の間伐といいますと、木の大きさにもよろうけど、どんなもんですかね、4割はカットされるんだということで、それが佐賀県の標準基準なんですか。木の大きさとか関係なく、日照とか関係なく、1メートルほどに1本とか、そういう基準じゃないわけですか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

基本的に、県が間伐を行うわけですけども、実際の作業というのはそれなりに熟練した方がされているので、協定を結ぶときは県と山林の所有者と話し合いをしながらこの作業に入っていくわけなので、実際その現場で間伐の状況を確認するというのは私も今まで経験がないんですけども、立ち会う中ではそういう話が出てきますので、大事な木があるとか、そういう話も出てきますので、そこはきちんとした、なるべく小さい木々から間伐していくと。そして、さっき言いましたように、40%という本当に大変な面積にはなるんですけども、そういうふうにして山林を守っていくというふうな形で行われていると思っております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

4割カットして、その間に広葉樹とか落葉樹の自然の雑木が生えるような工夫もなされているんですかね。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

植林までは行ってないと思います。この事業も所有者の方はほとんど負担金ゼロで行うわけなので、こういうふうには40%という間伐率が出てくるものと思っております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

間伐はわかりました。それで、五、六年前、県がやっていたさが四季彩の森林づくり整備事業、小松の大興善寺の上の駐車場の山も切りまして雑木を植えましたですもんね。今後、基山町内にも展開するんだという動き、事業があっていましたが、県の事業ですから、その状況とかどうなっているんですかね。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

このさが四季彩の森林づくり整備事業は、今は基山町では行われていないというふうに聞いております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

それで大興善寺横の駐車場の横の山、あそこの管理はどうなっているのかな。その状況を把握していますか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

管理につきましては、山林所有者の方で管理されているものというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

いいえ、あの当時は下草切りは5年間ぐらい県のほうがしてくれるとか言っておりました
ですもんね。もうその5年間終わったのかな。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

大変申しわけないんですけれども、5年は終わっていないはずです。今、4年目から5年
目にかかっている時期だというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

はい、わかりました。ほかの町内には県からしないということですね。

それともう一点、森林の振興策、基山町独自でやっていないと言われましたですね。ほか
何か過去にやったことあるとか、計画しているとか、そういうのはございますか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

基山町独自でということはないんですけれども、国、県の事業に合わせて、今回も補正の
ほう上げさせていただいておりますけれども、町で補助金の上乗せをすることによってその
事業が成り立つというものについては、町のほうも積極的にそこら辺の補助金の関係につい
ては応援しております。過去にと言われると、物すごく過去になるんですけれども、一度大
きな台風が2つ来たときに、町有林が全て倒木したんですよ。そのときに山林の復旧災害
で倒木した木を町有林に限らず個人の民有林も一緒なんですけれども、そういう木を全て撤
去しながら造林を行うというふうな事業は過去に一度行っております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

それと、森林環境税、あれは県税として基山町のあれには使えないんですかね。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

森林環境税は県のほうで住民税上乘せだったと思うんですけれども、そうやって徴収していく事業なので、先ほど県内で11環境林指定があります。その11の環境林に対しての5カ年事業ということで、平成29年度でとりあえず2期目が終わる予定で進めていますので、先ほど回答の中でも言わせていただきましたけれども、第2次環境林のほうで基山（きざん）環境林ということで指定を受けておりますので、その中で基山町の中の造林とか間伐とかそういう山の関係の事業を行っているところでございます。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

わかりました。基山町も県と一緒にやっていることですね。

次に行きます。

そしたら、(2)なんですけれども、平成25年から平成29年で第2次環境林の森林整備を行っているということなんですけど、具体的な内容を示してください。どのような事業か。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

この事業内容も、質問の1番の町の具体的な森林の状況とよく似たものでなっているわけなんですけれども、あくまでも荒廃森林の間伐を行うというものが1つと、あとはそういうふうの間伐とかを行うための森林内の作業道をつくる。そういうものが平成25年から平成29年で行う第2次環境林森林整備事業の主な点になっております。

詳しくということですが、それぞれに、基本的には間伐、さっき言いましたように、作業道ということになっていきますので、それですでにお願いします。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

わかりました。間伐作業ということですね。

イ、整備される町内の森林面積なんですけれども、平成26年、28年で99.96ヘクタールか。この場所と、平成29年度、ことしですね、44.3ヘクタールの間伐が見込まれると、その場所はどこなんですか。わかりますかね。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

場所につきましては、幅広く町内一円ということで、県がその地域を平成25年から5カ年の中で区域を指定しています。県のほうで調査して、その地域を指定して、その面積が全体で144.27ヘクタールの方が事業を実施しますというふうになっていますので、どの辺かと言われると、基本的には園部とか、園部がほぼメインですね。園部地区で大体この第2次環境林関係については行われているみたいですよ。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

だから、6区の森林、4区の森林は終わって、次は園部地区の森林を今年度やる予定ではないんですかね。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

平成29年度が園部地区を行うというふうになっております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

場所もわかりました。

それから、荒廃した人工林について間伐を実施するのかと。主に間伐作業を実施することですね。そこで、私も森林を所有しております、県と佐賀東部農林事務所と森林づくり協定書、これをお互いに介して、今園部の山でどれを伐採するか目印をつけているんですね。これが今現実じゃないかなと思っております。だから、今年度、園部地域の森林を間

伐作業が入ると思っておりますので、この森林づくり協定書ですね、ここにお集まりの方も御存じですかね。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

私たちも一番最初、説明会するときには同席しておりますので、その協定書については知っております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

それで、この協定書の内容を見ると、協定の期間、平成29年5月30日から平成39年5月29日、10年間となっておりますけれども、10年間ですと継続してやっていくのか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

森林荒廃をしないための協定を結んでおりますので、それが10年間というふうに定められております。その後につきましては、今のところ県のほうから後がどうなるかというのははっきり私ども問い合わせしておりませんので、その点は十分理解しておりません。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

県の仕事ですから、はい、わかりました。

それと、エとして間伐材の処理方法、これについてお聞きします。

確かに、間伐した樹木については枝を払い、切り株や立ち木により2点を固定して流出防止を図っていると。2点というのはどういう間伐の仕方ですかね。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

2点というのは、間伐した材木をある程度の長さ切って、立ち木同士で横に固定できれば

いいんですけれども、立ち木と間伐した間伐材の根っこのほうで固定させると。だから、山で置きっ放しにはしていませんという、これ切り捨て間伐の場合の件なんですけれども、切りっ放しで置いているわけではございませんというふうに理解しております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

それで2点というのは、末ともっと、あの箇所で縛って隣の木なんか固定していくやり方ですかね。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

2つの木を横にして置いて、そしてそれが間伐材だけで流れないように固定させるというふうに理解はしております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

そういう流木の問題ですね。基山町なんか危険区域ハザードマップで警戒区域とか特別警戒、イエロー区域とか指定されていますね。大雨が降ったら崖崩れに遭うんだという。そういう地域は基山町で指定しておりますから、県としてもそういう地域は切り捨て、そのまま置かなくてどこか運搬して違う箇所に移すとか、そういう方法はとれないんですか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

今の件につきましては、(2)のエのところだというふうに思っておりますけれども、どうしても間伐した木材が流れると、下に落ちるというふうな危険な状況であった場合については、危険木となる間伐材の除去等を実施していますというふうに今の件につきましては県のほうから報告を受けております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

本来なら間伐した木材をリサイクル、バイオの燃料にいく、チップで刻んだり、本来ならリサイクルで有効に活用すべきじゃないかと、県のほうにも具申してお願いしたいんですけども、そういう方策もとれたらいいなと思いますけど、いかがなものでしょうか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

間伐材のリサイクルに関しては、そういうふうなことをするという事業もあります。それについては、1の(1)のほうで先ほど述べさせていただきましたけれども、所有者なり木材関係の会社なりが基山町内で森林経営計画をつくって、それで森林経営計画の期間を5年間と定めてつくって、そして間伐をしていくというふうな事業で国、県、これも今回補正でも上げさせていただいているんですけども、ことしから8.5%かさ上げしないとその補助がもらえないということで上げているんです。そういうふうにして今度は間伐をする業者または個人の所有者の方と山林の所有者が協定を結んで、そして間伐していく。そのかわり、その場合の間伐というのはあくまでも40%にこだわらず、いろいろ間伐がその山の状況であるとは思いますが、その間伐材については搬出するなり、どうしても使えない場合は切り捨てにするなりとかいうふうな事業等もこれは国、県の補助事業としては存在します。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

いや、本来なら昭和30年代に、国は雑木林をみんな切りなさいと、それから植林してあれから50年ね。やっともものになるかなと、最初言ったごとね。国の政策ですもんね、杉とか植えたから崖崩れもふえた。確かに雑木、カシの木なんか直根で。植えた下にぐっと根が入りますもんね。土砂災害も少ないし、それとまた、イノシシとか小鳥とか、広葉樹なんかは実がなってイノシシなんかも里山におりてこない。食べ物があるからですね。本当、その当時、昭和30年代はみんな雑木は切ってヒノキを植えてしまいました。本来なら今、材木が高騰して、売れば森林、山に住んでいる方も生活が成り立つかもわかりませんが、なかなか今木材が安いということで苦労している分なんですけどね。それは仕方ないです。

最後にオ、切り捨て間伐材と豪雨災害に伴う流木の関係ですね。

九州北部豪雨、7月5日にございました。確かに日本地すべり学会が入られて調査したんだと。でも、立ち木が崩壊土砂とともに流下したものと見られると。その中で、私も1週間後に現地を見に行きまして、東峰村とかあっちのほうは入られなかったけれども、三連水車の朝倉、あの横に見に行きまして、もうあそこ何キロか、下流なんですよね。水車の横には丸田、本当、2メートル近く短い丸田がいっぱい散乱して、最後に遺体もあそこで発見されたわけなんですけれども、本当、間伐材じゃないだろうかと。間伐材は切って乾燥して比重が軽い。どこまでも浮いて流れてきますもんね。それが有明海とか鹿島の沖とかに流れていくんですけれども、第1原因は確かに崖崩れ、あそこは真砂土といいますか、岩盤の上に浅い真砂土がかかっているんだと。そういう関係で崖崩れ、立ち木が砂とともに流れて、そのとき間伐材が横にあったらそれもいっぱい流れていくわけですね。

そこんにきの観点、第2災害が間伐材じゃないだろうかと。基山町も始めていますね。山の中に積んでおりますから、その対応策、やはり2次災害を起こさぬようにしなくてはいけないと思うんですけれども、先ほど言いましたレッドゾーン、イエローゾーンですね、あの上の山林が園部なんかがございます。そういう対応を先ほど申し上げましたけれども、県と話し合っただけで対応策をとってもらいたいと。町長、どう思われますか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

森林の問題は非常に重要な問題だと思います。ただ重要である一方で、非常に難しい問題であると思っています。まずやらなければいけないことは、今御指摘の、いわゆる土砂災害、地すべりが起こりやすいところと間伐材の関係性、まだ役場のほうでは十分に分析できていませんので、その分析がまず第1だというふうに思っています。

あと、それ以外にバイオマスの御提案なんかもあっておりましたけど、非常に基山独自でやることは今の段階では難しいと思っておりますので、まずはその安全対策ということにこれから力をより入れていきたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

50年もかけた材木ですから、何かの活用をしてもらいたいと思います。

3番目に行きます。

林道の維持管理の対応状況ですね。確かに定期点検、巡回は月に1回やっているんですかね。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

月に1回行うようにしております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

そうでしょう。それと、さっき言われた豪雨や台風の前に規制の標示板なんかは立てているんですか。台風が終わって土砂災害が終わって通行どめになった、その前にしているの、後にしているの、どっちにしているんですか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

台風とかは通り過ぎた後、今安全だなという段階で林道に入りまして、全線見て回り、それで風倒木等があった場合、それが林道を塞いでいる場合は起点、終点に通行どめの標示板を掲げております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

本当、林道の点検管理は大変でしょうが、よろしくお願いします。

イにのり面の倒木処理、草刈り状況と書いております。これは地元の管理組合でやっている作業と役場の臨時職員がやっている作業があるんだと、どの林道が誰がやっているのか、わかったら教えてください。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

岩坪林道と鎌浦林道は管理組合で行っていただいております。あと、寺谷と一ノ坂、河内線と九千部に関しては町のほうと臨時等で行っております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

確かに鎌浦林道なんかきれいですもんね。私も巡回させてもらいました。やっぱり地元の方の方がやっているんだと。あと、ちょっと河内と皮籠石から都市に抜けるメインの林道なんかも誰がやっているのかという感じで、いつやったのかという、全然違いますもんね。以前は皮籠石の林道も地元の方がやっていたと。途中で話がなくなったと地元の方が言っておらっしゃいますもんね。そこんにきのあれはどうなっているんですか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

申しわけありませんけれども、その話がなくなったという件については、私もまだ把握しておりません。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

だから、地元の方が近いし、すぐ対応できるから、地元の管理組合にやってもらうとか、そういうやり方を今後できないものかと思っていますけど、いかがなものでしょうか。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

やっていただける、そういう地に組織があればそれはやっていただきたいと思います。それこそ前、寺谷林道とかも昔4区のほうでやっていただいたという時期もございました。でも、今は町のほうでやっているというふうな状況になっていますので、その流れですよね、どうしてそういうふうに町のほうでやるようになったかということとかを再度調べながら、地元の方でやっていただくほうがより林道に近い方ですので、よく利用される方もいらっしゃると思うので、状況がわかるというふうに思いますので、そこら辺は今後また検討してい

きたいと思います。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

それと、側溝ですね。もう側溝に落ち葉、砂がいつぱいたまっております、側溝の機能が失われております。この点も一緒に話し合ってもらって、コスト高であるためにやめたのか、それとも高齢者で人がいないからやめたのか、そこんにきを把握されて前向きに検討してもらいたいと思います。

そしたら、次に行きます。

二項目めの道路標識、標示線の設置についてです。

確かに、冒頭申し上げました基山町内は標識、また標示というのは少ないじゃないかと。確かにみやき町に行きますと、みやき町、上峰町、鳥栖市とか行きますと、標識、標示線が多いと。特に交通関係ないけれども、避難地区の名称を書いたり、確かに基山町は何もございません。どこの避難なり、2区の避難地区とか、そういうともないから、町民から言われるように少ないんじゃないのと思うわけですね。

それで案内標識、警戒標識、規制標識、指示標識、私も調べてみました。誰がつけるのかと思って。これも確かに町道の管理者、基山町がつけるところもあるんだと。あと、地元と話をしてつけているということは認識しました。この案内標識とか指示標識は今後よろしくお願ひしたいと思います。

それで、道路上の標示線ですね。県道と町道の交差点はどうなっているのかと。確かに自分たちの2区でも平等寺、小郡、線がございます。朝夕は西鉄電車、あれが高架されましてえらい交通量が多いわけですね。それで、県道、生活道路から入るTの字の園部、全然一時停止も何もないんですね。ほとんど2区のほうはありません。あるのは皮箆石の1個と大興善寺、旧県道と新しい県道ですね。あそこに1カ所あるんですけども、確かに1級町道、幹線から幹線を結ぶ1級町道なんですけど、全然停止線がないんだと。そこんにきの停止線のつけ方、あと、どういう協議がされているのか、地元の意見が出てから検討しているのかをお伺いします。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、標識をつける時期ですが、道路拡幅等、道路を整備した時点ではもうその時点から標識を警察と協議して必要な分はつけてまいります。その後の道路につきましては、当初の道路のときに標識等必要な分はつけておりますので、地域の状況変化などを地元と協議しながらつけていくこととなります。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

それでは、一時停止線と一時停止の標識ですね。正式な一時停止が三角の看板、赤いのがありますね。とまれとかですね。あと、停止線。それから、公安委員会がしている正式な標識と一時停止線の関係で、合法的な警察官が調査している場所なんですかね。そこんにはどうなんですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、一時停止につきましては、公安委員会の意思決定があり、その後に公安委員会で設置をなされます。また、そこに至るまでは、まず現地調査を道路管理者と警察と行いまして、それで必要な分となれば、視認性とか、そういうところで必要になれば公安委員会への要望という町の道路管理者から出す場合がございます。ただ、そこでまだ一時停止線に至らなかった場合は、道路管理者でカーブミラー等、その手前の安全対策を行うような形でしております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

それで、県道に入る場合の生活道路、それが標識がなくても町道側に白い線がこう入っていますね。あの線というのは標識がないです、とまれてね。もう白い線があるところとないところとございますけれども、町道側にね。あの白い線というのはどういう目的か。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

今、木村議員がおっしゃる場所がちょっとわかりませんので、一般的なお話で回答させていただきますと、まず、一時停止を公安委員会がつける場合、佐賀県の場合は標識と停止線の分ととまれという文字、この3つが通常なされます。ただ、場所によって標識を立てる場所がないとかの場合は、白い停止線ととまれという文字、これでとまれを法律の基準的には満たしますので、それで終わる場合がございます。

もう一つ、とまれという文字がない場合は、破線的に区間線道路の側線と同じような破線的な白い線があるかと思いますが、これについては危険等の予備的な案内というところで、道路管理者がつけたり、そういうふうにしております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

それは町道側に白い線が引いてあると。これ警察官が見て、とまらんかったら違反なんですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

白い線ととまれという文字が判別できれば、それは警察がつけたものになりますので、一時停止の義務がございます。ただ、とまれという文字が全然認識できない、要は現場にない一本線だけの場合はあくまでもそこで停止し安全を確認するという部分になりますので、規制ではございません。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

ですから、生活道路、県道は出る場合がほとんどないですもんね、その白い線もね。ミラーはございますね。でも、ミラーもなかなか見にくい角があって、そういう注意しなさいと、法的にとらんでいいけど、皆さん通行中はここは白い線があるから一時とまって左右を確認しなさいという、そういう方向に町道も道路の標示線ですたい、つける方向に持っていったらどうなんですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、私どもでやらせていただいているのは、一時停止をつけますと、当然それは皆さん通行者の方、地域の方はとまるという義務を負うことになりますので、その前に道路の交差点マーク、あるいは交差点ありという文字標示ですね、そういった形で注意喚起を行いながら、最終的に警察が必要という合意がとれば規制という形になりますが、まずは規制の前にそういった地域の皆さんの安全対策を行って、それから警察との規制の協議という形で進めさせていただいております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

実際、2区の公民館がありますね。あの上、30メートルにYの字にこうなっていますね。あそこなんか県道と若干町道のちょっと下前かなと思うんですけど、老人施設に面会とか来られて帰られるとき、地元の者はわかっているけど、どっちが優先か。ふらふらと来られる人がいらっしやいますもんね。そういう面がございます。

それと、今のレンタカーやまどの前ですね、広いですもんね。あそこも中央線もないし、寿楽園の職員の皆様も通るし、ああいう場所なんかも必要かなと思います。あの横断歩道で死亡事故もあっておりますもんね。小林、自分の集落に入るのも出るときもなかなか見えないということで、そういう郊外、確かに交通量少ないかもわからないですけども、まだまだ基山町道はそういう指示線とかできていないんですけども、松田町長、これどう思われますか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、交通安全というのが防災なんかと並んで町民の皆さんの安全にとっては非常に大事だという大前提がまずあるということで、そのときに先ほどから標識についても、それから指示線につきましても幾つかのルールがありますね。公安委員会とか警察署絡みのやつはそのルールにのらなければいけないんですが、町単独でできるような補助線的なものもありま

すので、それはどういう場所にどういうルールでつけるかというのは必ずしも今決まったものはありません。やっぱり地元の強い要望とかがあれば優先的につけるみたいな、そういう形の部分が現実のところだというふうに思いますので、その辺のルールを基山町交通安全対策、これだけではなくて子ども110番の話であったり、高齢者の免許の返納であったり、来年度、30年度の一つの柱として交通安全についてもう一回考えてみたいなというふうに今思っておりますので、その中にこういう指示補助線的な話につきましても検討に加えていきたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

本当、私の住んでいる中山間地、2区なんか、面積は広いけど、人は少ないという中で、高齢化しております。特に、交差点に信号機がないのは2区だけでしょうね——ああ、4区もあるか。そういうことですけれども、皆さん県道のメインが走っておりますから、ヒヤリ・ハットが続いております。検討のほどよろしくお願いします。

3番目に行きます。

通学路のグリーンベルトの設置基準はあるかということで、確かに道路交通法10条に定められた歩行者の優先、これがあるんだとお聞きしましたが、これは、もしこのグリーンベルト上に車を駐車して一部出ているとか、そういう違反とかはないわけですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、このカラー舗装したことによってそういった規制が生じるものではございません。ただ、道路上は路側帯等、車をとまる部分については法的に停車禁止、駐車禁止の規定がございますので、標識があるところは当然ですが、標識がなくても対面的に余裕がない狭い道路、そういったところについては駐車禁止になってまいります。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

グリーンベルトは、さっき言いました警察とかには届け出されてあるんですか。それと、

グリーン線の幅とか、そういう規定があるんですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、道路のカラー舗装する場合、特に歩行者の場合は、警察のほうと協議をいたします。幅につきましても、標準が75センチ、当然それ以上の分はとれる幅員がある道路については問題ないんですが、ただし、道路状況によっては50センチまで縮めてできるという地方道路の規定がございますので、そういった範囲の中で設置をさせていただいております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

確かに秋光地区、新しい図書館の横を信号があって通っていきますと、7区の方、11区とか、子どもが行かっしゃるから、本当に狭いでもんね。あれは車が離合できないほど狭い箇所でございます。そこの中にグリーンベルトがありますけれども、スクールゾーンとかあるでしょう、500メートル、学校施設よりですね。そういう検討なんかもされたんですかね。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、スクールゾーンはこちらの行政の判断で、ただし、スクールゾーンの指定の基準は国の基準でございますので、そういった基準の中で必要なものを教育委員会等々と協議して設置をしております。

基山町の内容では、JAスタンドの付近と、今年度新しくマークをつけたのは中学校裏の塚原線、蛍の研究所等あった、あの道のほうには本年度通行のスクールゾーンの設置をさせていただいています。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

秋光地区、狭いところ、一方通行を時間帯的にするとか、2区の住民の人が大変でしょうが、そういう方策はないんですか。狭いところはずっとブロックで積まれておりますもんね。

そういうところなんかスクールゾーンとか、そういうことは検討しないのかなと思って。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、道路の中の歩行者、通学路の小学生等の安全は当然図っていくべきと思っておりま
すので、その辺は地域のところと道路状況の中で何かいい工夫をしたりして安全に努めてい
きたいと思っております。

もう一つ、スクールゾーンについては、500メートル範囲とかそういった基準がございます
ので、それは基準の中でよりわかりやすくなるような検討をしていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

スクールゾーンの設定はなかなか難しいと思いますけれども、やはりグリーンベルト、通
学路、この枠を広げてもらいたいなど。このあいちはもう全然、基山町の道路条例もないです
もんね。入ってないもんね。構造上の条例だからね。だから、そこんにきをカラー舗装、子
どもが安全に行けると思います。それと、確かに基山町は少ないですもんね、道路上の指示
も標識も。まだまだ、ここは避難センターですよ、看板もないし、総務課のほうでつけてい
ないから。そういうことも早くつくられたら、避難場所はここですよと明記して、実際現場
のほうにも標識をつくってもらいたいと思います。

今回は町内の森林振興策、貧しい林業、誰でもやっていない、今は大きな丸太をつくって
製品として売りたいわけなんですけど、なかなか安いと。そういう森林振興策と、道路標示、
標識の設置についてお伺いしました。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（品川義則君）

以上で木村照夫議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

～午前10時36分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、久保山義明議員の一般質問を行います。久保山義明議員。

○5番（久保山義明君）（登壇）

おはようございます。5番議員の久保山義明です。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従い、3項目質問をさせていただきます。

その前にまず、平日の昼前に傍聴にお越しいただき、心から感謝申し上げます。私は、議会傍聴こそ住民自治への第一歩だと思っておりますので、どうか最後までよろしく願いいたします。

それでは、早速質問に移らせていただきます。

まず、質問事項1、発達障害者支援法に基づく行政支援についてであります。

今回の一般質問の通告は、過去25回の通告の中でも最も苦勞した通告の一つとなりました。特に、言葉の定義、用語について、調べれば調べるほど整合性がとれなくなり、何を伝えるべきなのか、そもそもどうあるべきなのかと混乱いたしました。それが発達障がいという言葉です。メディアや会話の中で使っているこの言葉は、狭義と広義が存在し、また、ここ数年では特に無防備に使われ始めている言葉でもあります。しかも、気になる子、グレーな子という、さらに接した人によっても印象の違う言葉さえ生み始めている状況であります。

その中で、平成17年に発達障害者支援法が施行され、ある一定の定義づけが行われる一方、年々特別支援学級を初めとする発達障がい児の数は高まり続ける傾向にあります。

そこで、今回はこの発達障がいを取り巻く環境を基山町としてどのように捉え、連携し、対応していくのかを中心に質問させていただきます。

質問要旨の(1)発達障害者支援法と学校の特別支援学級に入級できる発達障がい児の定義の違いはあるのか、お尋ねいたします。

次に、(2)就学前の児童の発達障がいに対する基山町の取り組みについてお示してください。

(3)、これは教育長の答弁になると思われま。現段階における町立小学校の特別支援学級は全児童・生徒数比として、県内でどのような状況かお示してください。

質問事項の2、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお尋ねいたします。

平成27年から平成31年にかけて実施される、この総合戦略も早いもので、ちょうど折り返し地点を迎えました。地方創生先行型に始まり、今年度事業にも多くの予算をつぎ込む拠点

整備に至るまで多額の税金が投入されてきたわけですが、町民の方々に、その実態、地方創生に対しての感覚や効果というものが実感として伝わっているのかという不安を感じます。

また、個別の授業については、今議会での決算委員会にて質問が投げかけられていくものと思われますので、今回は折り返しからの残りの期間についての方向性や検証などについて質問いたします。

質問要旨の(1)計画策定の中間点において、取り組み内容や重要業績評価指標、いわゆるK P Iの修正箇所はあるのかお示してください。

(2)総合計画及び実施計画と総合戦略の位置づけについてお示してください。

最後に、質問事項の3、町職員新規採用の制度についてお伺いいたします。

質問要旨の(1)過去3年間の採用人数と今後3年間の採用予定人数をお示してください。

要旨の(2)採用に当たり、重要視している箇所についてお示してください。

以上3項目、端的に明快な御答弁をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

久保山義明議員の御質問にお答えいたします。

1の(3)を教育長のほうにお願いして、あとは私のほうでお答えさせていただきたいというふうに思います。

1、発達障害者支援法に基づく行政支援について、(1)発達障害者支援法と学校の特別支援学級に入級できる発達障がい児の定義に違いはあるのかという御質問でございますが、発達障害者支援法における発達障がい児の定義は、特別支援学級に入級できる発達障がい児の範囲と重なる部分もありますが、相違点も多くあります。

発達障害者支援法における発達障がい児は、「自閉症、アルペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものうち言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害で18歳未満の者」と定義されています。

一方、特別支援学級に入級できる対象者は、発達障害者支援法にも記載がある「自閉症・情緒障害」に加え「知的障害者、肢体不自由者、身体衰弱者、弱視者、難聴者等」も対象としています。ただ「自閉症・情緒障害」の中でも、通常の学級での学習におおむね参加でき

る児童・生徒は、入級の対象となりません。

(2) 就学前の児童の発達障がいに対する基山町の取り組みについて示せということでございますが、本町では、発達障がいに対して早期発見・早期療育を基本として事業に取り組んでおります。発達障がいを含めた子育てに関する「すくすく相談会」や「基山町子育て支援ネットワークコーディネーターによる巡回相談」など専門員による各種相談を実施し、早期発見・早期療育に努めているところでございます。また、4歳児就学準備事業などにより未就学児の状況把握に取り組んでいるところでございます。

2、まち・ひと・しごと創生総合戦略について、(1) 計画策定の間接点において、取り組み内容や重要業績評価指標の修正箇所はあるのか示せということでございますが、基山町まち・ひと・しごと創生戦略は、平成27年度から平成31年度までの5年間を対象として事業を実施しており、総合戦略の進行管理につきましては、PDCAサイクルによって、毎年その進捗の達成度や効果などを検証し、改善することとしています。そのため、中間点だけではなく、新たな取り組みの追加や、必要に応じて重要業績評価指標の見直しを行っているところでございます。

平成28年度は、すこやか成長プロジェクトの取り組み内容にトータルサポーターを配置することや保育園、幼稚園の連携会議を設けること、住みいるプロジェクトの取り組み内容に子育て・若者世代の住宅取得補助や新婚世帯家賃補助等を追加しました。また、重要業績評価指標は、確認しやすい指標設定に心がけ、実情に応じた目標数値となるよう十数箇所の修正を行ったところでございます。

平成29年度では、統計指標との整合性を図るために「耕作放棄地の解消」を「荒廃農地の解消」に内容修正などを行いました。また、重要業績評価指標は、図書館への来館者数の目標を8万5,000人から13万人に上方修正するなど、数カ所の修正を行ったところでございます。

(2) 総合計画及び実施計画と総合戦略の位置づけについて示せということでございます。

第5次基山町総合計画は、新たなまちづくりの発展に向けて、基山町の将来像を『「アイが大きい基山町」～住む人にも訪れる人にも満足度No.1のまち基山の実現～』として、今後10年間のまちづくりの指針として策定しました。

一方、基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、総合計画や実施計画との整合性を図りながら、まち・ひと・しごとの創生に特化して策定した計画でございます。

3、町職員新規採用の制度についてということで、(1)過去3年間の採用人数と今後3年間の採用予定人数を示せというふうなことでございます。

まず、平成27年度は、一般職4名、保育士2名の計6名、平成28年度は、一般職4名、保育士2名の計6名、平成29年度は、社会人枠の2名採用を含めて、一般職7名、保育士1名、保健師1名、文化財保護主事1名の計10名を採用しております。

また、今後3年間の採用予定者数につきましては、平成30年度は、一般職4名、平成31年度は一般職3名、平成32年度は、一般職1名の予定となっているところでございます。

(2)採用に当たり、重要視している箇所について示せということでございますが、職員の採用に当たっては、一定水準以上の教養（学力）を備えた上で、諸課題などにスピード感を持ち自ら率先して解決に当たることができる積極性、町職員はもちろんのこと、協働推進の立場から町内外の各種団体や町民の皆さんと協力して事業を企画、実現、推進することができる協調性、自分の考えや町の立場、各種制度などについて適切に表現し、情報発信ができる表現力、事務処理を迅速、確実に行うことのできる堅実性といった能力や適正を有しているということを重視しているところでございます。

また、昨年度から実施しております社会人枠の採用においては、これらのことに加えて、その専門分野における資格や経験を有しているかということも重視しているところであります。

以上で1回目の答弁を終わらせていただきます。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

私のほうでは、1項目めの(3)についてお答えをしております。

現段階における町立小中学校の特別支援学級は全児童・生徒数比として、県内でどのような状況か示せということですが、平成29年度における町立小学校の特別支援学級の数、全児童数比として20市町の中では上位に入っております。また、町立中学校の特別支援学級数は、全生徒数比としては20市町の中では下位のほうでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

それでは、2回目以降の質問を一問一答でお願いいたします。

また、各所管課にまたがる案件ですので、(1)から(3)まであわせて質問をさせていただきます。

まず初めに、町長にお尋ねいたします。

現在の町立の小・中学校における特別支援学級及び通級クラス、この状況、そして、(3)の答弁にもあった県内での基山町の状況についての所管があればお聞かせください。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、現在の状況でございますが、小学校については、年々特別支援学級に入級される人数がふえてきているという状況が続いております。

一方、中学校については、それがむしろ低減しているということで、その理由は、1つは専門の支援学校とかなに行く子どもたちもちろんいるんですが、通常のクラスであったり、通級とかに改善すると言っているのかどうかわかりませんが、言葉の使い方は難しいですが、逆にいい方向に行って、中学校の数は今減っているという、そういう状況になっていると認識しております。これは、とりもなおさずやっぱり早期の小学校のときの対応、早期の対応というのが重要であるというふうに思っておりますので、そうなりますと、今度は小学校の前の保育園であったり、そのさらに就園前ということまで考えて、いわゆる一気通貫というか、もっと長いスパンで考えて早目早目の対応をとることが必要なのではないかとこのように思っております。

その中で、特にことし重要視しているのは、やはり保育園と小学校と放課後児童クラブの連携ですね。これがなかなか連携がうまくまだいっていませんので、特にそういう課題を抱えた子どもたちにとっては、その3カ所の連携をこれまで以上に進めていきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

はい、ありがとうございました。

教育長にもお尋ねいたします。同じような質問ですけれども、現在の状況についての所管、お聞かせください。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

町長の今の答弁とほぼ同じような思いでございますが、特に自閉症スペクトラム、広汎性発達障がい、この子たちが特別支援学級のほうに入っておりますので、この子たちが状況が改善してきたというか、そういうことで通常学級に戻ったということも考えられます。この広汎性発達障がいについては、9歳の壁とか、14歳の壁とか、いろいろそういうところがありますが、そういうところで割と改善していくというところがあるんですね。ですから、小学校の高学年に通常学級に戻っていったり、あるいは中学校に行くときに通常学級に戻ったり、それから、基山の中学生は割と福岡の市立高校を数多く受験しますので、保護者の中には支援学級に、本当はそういうことはないんですけども、通常学級に戻って受験をしたいというお子さんもいらっしゃいます。

なお、今一番ピークにある学年は小学校2年生なんですね。ですから、このままずっとこれがいけば、恐らく中学生も少しはふえるだろうと。それから、小学生も県で上位のほうですけれども、1番、2番、3番とかじゃない上位ですので、まだ上にはいるという、これ公表できないところなんですけど、中学校も下位のほうですけど、一番低いほうですけど、それに類するようなところは幾つもあるというところで御理解いただけたらと思っております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

はい、ありがとうございました。

私も町長、教育長と同じ認識を持っておりまして、特別支援学級、またその通級クラスが多いからどうだという話では全くなくて、逆にそれだけ手厚い指導を行っていただいているというふうな認識の上で質問をさせていただきます。

さきにも述べましたように、この発達障がいという言葉が先行して、ある意味デリケートな問題でもありますけれども、発達障害者支援法というのは、かなり広い範囲での対処を意味していると思っております。また、特別支援学級の入級においては、ちょっとこれは確認し

たいんですけど、療育手帳または診断書というものが必要になってくるのかなど。このことは、例えば、全国的、佐賀県下全く同じ条件なのかというのをちょっと教育長に確認してみたいなと思っています。

私も学校教育法の第81条を見てみたんですけども、なかなかその部分というのは触れられていないので、よかったら回答をお願いします。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

結論から申しますと、療育手帳は必須ではないと。ただし、診断書は必須で、いわゆる町の就学指導委員会に上げてきていただくときは、診断書をつけて判定の材料にさせていただいております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

それでは、特別支援学級では、恐らく個別の、例えば、指導計画なんかがあると思いますけれども、これはどのようなものか、ちょっと簡潔にお答え願えますか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

その子の障がい、障がいというのは特性であるということも言いますが、その子の程度に応じて、そのクラスに8人いたら、8人の指導計画、算数、国語、その他、そういうものをつくります。1年間のですね。それから、到達させたい目標、レベルまでというのはかなり詳しくつくっていきますので、本当に支援学級の担任とその計画を立てるときは、自分だけの感覚ではなくて、支援学級の担任で会議を開いたり、また支援員さんの意見を聞いたりしながらつくっていくようにしていますので、割ときちんとしたものができ上がっていると。余り具体的じゃないですが、そういうふうに私も感じております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

では、これらの答弁を踏まえて、行政施策による取り組みについてお尋ねいたします。

まず、この発達障害者支援法が施行されて、1歳半、3歳児の健診の際も項目が加わったと思っておりますけれども、基山町の場合、この診断を保健センターの職員で行っているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

議員おっしゃるとおり、保健センターのほうで1歳半、3歳児ということで健診を行っています。その中で、うちの保健師のほうでその状況を判断しているということになります。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

おおむね行政の職員を含めたところで判断する場合は、この保健師さんが判断する例というのが通常なんですか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

当町で行っているのは、保健師のほうで身体の状態、行動、言語、そういうところを見まして、特別なというか、発達障がいとの関係、子育て全般にわたりますけど、そういう相談会のほうを御紹介するというふうな形で実施しております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ということは、ここでは診断はしないと。指示書を出すという形になるんですか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

指示書ということではございません。お子さまの状況等を見ながら保護者に対して相談会を御紹介するという形になります。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

この1回目の答弁で(2)の基山町の取り組みで、この1歳半と3歳児の健診が抜けているんですけど、これ、あえて答弁されなかった理由というのがあれば教えてください。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

微妙なことになりますので、発言のほうを控えさせてもらいたいと思います。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

そして、(2)の答弁の中で、4歳児就学準備事業、これがいわゆるピカピカの一年生事業だと思っております。昨年度より実施されていますけれども、これはもちろん発達障がい診断する健診ではないということだと思っておりますけれども、特性についての診断というか、それは保護者を初め、幼保小連携においては大きな成果をもたらすというふうな説明を受けております。

これは昨年度実施をされて、どのような傾向とか実績が見てとれたのか、簡潔に説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

この4歳児健診につきましては、ピカピカの一年生プロジェクトということで、4歳時点で支援を始めることにより、小学校に入学するための、客観的に自分のお子さまの状況を把握していただくということで実施しております。

去年の成果ですけれども、まず、4歳児の方全員を対象に案内をしております。138人おありまして、実際、このプロジェクトに、健診に参加いただいたのは129名ということで、93.5%受けていただいております。

成果といたしましては、やはり4歳という早期の段階で客観的にお子さまの傾向というか、

苦手なところ、得意なところ、そういうのを客観的に傾向をまず把握していただくと。そして、ことしの平成29年の年明けのほうに各園で説明会を開きまして、その結果を手渡ししております。一人一人結果表をつくりまして、それぞれのお子さまの傾向についてお渡ししております。ですので、この結果をもとに、今後もし発達障がいの傾向みたいなところがありましたら、今後保健センターとか、こちらの事業のほうは和合さんのほうに委託しておりますので、引き続き保護者の方から相談いただくことによって、フォローアップを行っていただくということにしております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ちょっと1点確認します。

これは診断というか、健診というか、その内容は臨床心理士さんの判断に基づくものというところでよろしいですか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

はい、臨床心理士の方に入っております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

私自身、この基山町の就学前の児童の支援策を初め、ほかの自治体と比較してもかなり先進的な取り組みをしていただいているというふうに認識をしております。だからこそ、この施策をやはり積極的に生かしていくべきではないかなと。特に答弁にありました早期発見・早期療養を基本としてというのが、町長も教育長も言われたところだと思っておりますけれども、ただ、難しいのが、これ町長も先ほど言っていただきましたけれども、各所管課にまたがっていて、診断も指示も、そしてこの判断基準も大きく変化してきている、ここ数年です。特に広汎性発達障がいという言葉が自閉症スペクトラムという言葉に統合されたり、その診断基準も変化してきたというふうに言われています。特にこの所管課への連携、特に幼保小の連携、また町長言われた学童保育との連携、これが今現在ほどのような流れで行わ

れているのか、これ簡潔にお願いできますか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

連携という意味でいきますと、子育て支援ネットワークコーディネーターを配置しております。社会福祉士の方、臨床心理士の方を現在配置しております。この社会福祉士の方、臨床心理士の方に、まず定期的に6園及び放課後児童クラブのほうを回ってきていただきまして、その個別案件、そちらのほうはこども課のほうに報告が来ますので、案件に応じてそれぞれの関係機関のほうで対応を図っております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

社会福祉士の方に回っていただいて連携を図っているということで、これが次の2項目めの総合戦略の答弁にありましたトータルサポーターを配置することということだと思いますが、ちょっと確認させてください。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

はい、同じです。トータルサポーターとして子育て支援ネットワークを配置しております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

私は、まさにこの事業こそ、このいわゆる連携の根幹にあるべき施策かなというふうに思っていますけど、これ教育長どのようにお考えかお聞かせください。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

幼保小連携については、とても大事なことであると思っておりますが、特に小学校のほうから幼稚園、保育園を見た場合に、やはりまだ十分にやり切れていないという思いがありま

す。行政のほうでは一生懸命力を入れて、そういうトータルサポーター制度とかやっておりますが、もう少し受け入れてくる学校のほうで、もう少し積極的なアプローチをする必要はあるなということ、私もあんまり深くそのあたりを把握していませんが、そういう感じはしております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ちょっと4歳児就学準備事業に戻って申しわけないんですけども、私も今回、初めてこの記入参考例、これでよろしいんですよ、こういうふうになっています。これをちょっと見せていただきましたけれども、これよかったですら全員協議会なり、例えば、所管の厚生産業常任委員会なりにぜひ参考例として資料の配付をお願いしたいんですけど、それはできますか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

はい、配付させていただきます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

はい、よろしくお願いします。

やはりこの内容は、非常に言葉の一つ一つが気を使った言葉で書かれています。だが、ある意味焦点がぼけているといえそうなるんでしょうけれども、それぐらいやっぱり神経を使って一言一言を書かれているなというふうに感じる部分があるんですけども、まあしょうがないのかなという反面、これ多分地方創生絡みの事業だったと思っています。3年間は恐らく続くことだと思うんですけども、私はこれもまたぜひ継続して実施していったという認識を持っていますが、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

これは基山町独自の就学前の応援事業ということで、財政のほうとも相談して、続けることで検討していきたいと思います。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

財政に相談する必要もなく、町長にも御答弁いただければと思います。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

多分、今の事業が一番今最適かと言われると、まだ十分じゃないし、時代の流れとともに、1年ごとにまた状況は変わってくると思いますので、同じ事業を続けるというよりも、もっと拡充というか、いいものにして続けていくということを考えていかなければいけない、それぐらい微妙な事業だというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ぜひよろしく願いいたします。

やはり1年、2年、3年でデータを収集して、それが蓄積されて分析すると言っても、やはり長いスパンでこういうものは行ったほうが良いと思っていますので、よろしく願いいたします。

それと、もう1点ちょっと気になるのが、放課後等デイサービスという施設が基山町内に今4カ所あると思いますけれども、この放課後等デイサービスというのがどういう役割か簡単に説明をお願いしますか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

放課後等デイサービスというところで、障がい者、学校に入っている18歳未満の方が対象ということになっております。その方で授業、学校が終わった後に、家に帰らずデイサービス、一種の預かりを行ってもらうサービスになります。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ここは預かり施設ですか、療育施設ではない。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

療育もやってあります。そういう職員さんも配置はされてあります。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

課長自身、この4カ所を回られたことがありますか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

町内2カ所については回らせてもらっております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

よかったら、ぜひ4カ所回っていただきたいなど。そして、要するにここもやっぱり連携が必要だと思うんですよ。行政施策と一緒に連動して、自立という言葉が適切かどうかわかりませんが、そこに向けて支援をしていくというのがやっぱり重要になってくると思うので、ぜひともお願いしたいと思います。

それと、(2)の答弁でありました、このすすく相談会、これについて簡単に説明願えますか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

すすく相談会については、先ほども言いました発達障がいの特化した支援機関のほうに

委託しております。主に子育て中のお母さんの子どもの行動なり接し方、そういうところを保護者の方に伝えて療育を行う、コミュニケーションのとり方、そういうところの指導を行うような施設になります。その中で、また専門的な医療機関とか療育の施設、本格的な施設、そういうところが必要だと思ったら、そういうところを案内するような相談会を実施しているところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

それが、この4款1項1目にある幼児発達支援相談業務という事業でよろしいですか、確認させていただきます。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

そのようになります。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

委託先を見てみますと、NPO法人それいゆさんということになっています。それいゆ自体が全国的にも非常に名前の通った団体で、逆にここが連携先にあるから全国から佐賀県に転入しているというふうな話もお聞きするんですけども、これ大体20万円ぐらいの委託料になっていますけれども、年間どれくらいの方数が相談されるかというのを、もしお答えできるのであればお答えください。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

年間で申しますと、27名のお子さんが相談会のほうに来られてあります。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

それともう一つ、3款1項6目にあります障害支援区分認定調査業務、これが社会福祉法人の若楠療育園、NPO法人の総合相談支援センター「キャッチ」、株式会社ライクラボ、社会福祉法人の翔朋相談支援センターなど、この4事業者に委託があるんですけれども、この事業者を分けられているのは、その事業者の特性で分けられているんですか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

ちょっとそこは把握していないところでございます。済みません。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

では、また決算のときにでもお聞きしますので、調べておってもらっていいですか。

これだけ手厚い行政施策の中で行っているわけですがけれども、やはりその特別支援教育、学校における特別支援教育というのは、これからさらに重要にならざるを得ないというふうに思います。特別支援学級に入級するには診断書が必要だということですがけれども、1回目の答弁で自閉症、情緒障がいの中でも、通常学級での学習におおむね参加できる児童・生徒は入級の対象になりませんとありました。つまり、これは特別支援学級ではなくて、普通学級の通級クラスでの支援体制を行うという意味で捉えていてよろしいでしょうか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

普通学級の通級クラスというのは、普通学級に在籍して週に2時間とか通級に行くと、そういうふうに捉えていただいて結構です。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

では、この通級クラスの場合も同じような診断書というのが必要になるんですか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

その場合は教育委員会で判断しますので、そこまで厳密にはとっていないと。担任のそういう指導の過程でありますとか、それから保護者の要望とか、そういうことを勘案して、なるべく希望に沿うように通級への入級は認めているところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

これは佐賀県内統一して、そういうふうに教育委員会で判断をするというふうになっていきますか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

設置者、いわゆる基山町で判断をするというふうに私は認識をしておるところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

私自身は、てっきり同じような診断書が必要なんじゃないかなというふうに思っていたのでちょっとあれなんですけれども、要するに、担任の先生も、じゃ、どなたが担任の先生か。教育委員会としても、どなたが教育委員として判断するのかというのは、その人によって見立てがやっぱり変わってくるんじゃないかなという心配があるんですよね。その辺はどうでしょう。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

先ほど特別支援学級の入級のときにも申しましたが、学校の就学指導委員会というのがあって、校長、教頭以下、担当の担任、それから特別支援学級の複数の担任、ほか担当の職員五、六名か七、八名になると思うんですが、その職員で一人一人の個別の事例について検討して、そして最終的に教育委員会のほうでそれを判断材料として、例えば、うちで受け入れ

る、今は2クラスですけど、昨年まで1クラスだったですね。だから、時間数的にも受け入れられないというお子さんもいたりしたので、そういうケースもありますので、なかなか、それから、うちの種別の中で、例えば、言語という、はっきり明瞭に言葉を言えない、赤ちゃん言葉みたいな、「おさかな」を「おちゃかな」とか言ったり、そういう子どもは、鳥栖に言語の通級教室がありますが、そちらに行っていたお子さんもいらっしゃいますが、それは鳥栖の判断で入れていただきましたので、そういうことだと思っています。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

その通級クラス、1クラスから今2クラスになって、ある程度の人数も把握させてもらっていますけれども、今これ若基小学校にはありませんよね。若基小学校で通級の判断をされた生徒というのはどうしていますか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

若基小学校にないのは、人数が少ないために来ていただくと。本当はできれば若基小学校に、教室は割と潤沢にあるので、基山小は1つのそういう部屋を仕切って2つにして、本当無理やり工夫しながらやっているんですが、若基小の通級に入級する児童が数的に少ないので、基山小で2クラスということでやっているところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

町長、今、若基小学校に通級クラスがないんですよ。若基小学校に相当する生徒さんたちは、保護者の送迎で基山小学校に来ていただいています。これでいいですか。人数の多い少ないは関係なく、若基小学校にもやはりきちんと設けるべきではないかなと思いますが、いかがでしょう。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まずはその基準的なものを私が今把握しているわけではございませんので、それをきちんともう一回把握させていただいて、そして考えさせていただければというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

よろしく申し上げます。

これからふえ続けるであろう特別支援教育のあり方ですけれども、やはり支援員さんの確保というのは絶対的に必要だと思っております。

その中で、またスクールソーシャルワーカーですね。この方の存在というのは非常に大きなものだというふうな認識も持っております。この職種というのは、本当にさまざまな現場を踏んで足したような事例を経験しなければ、なかなか対応が難しいというふうなところもあります。その中で、やっぱり基山町というのは、あらゆる職種そうだと思うんですけれども、福岡県と隣接しているために、どうしても福岡県の給与体系、待遇、そういったものと比較され、なかなか、本来は基山に来ていただきたいんですけれども、その待遇の面で福岡に行かれているというのもお聞きしたことがあります。

やはり、最後に町長、定住促進も人口増も、やはり教育が基本にあると思っております。これは人材確保を含め、処遇改善を含め、今後に向けての意見があればお願いいたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

特別支援学級の支援者にかかわらず、もっと広い分野でこの方面というのはすごく大事だというふうに思いますので、それにとどまらず、どういう専門的な人材をどういう場所に配置してどういう活動をしてもらうかというのはキーになるというふうに思いますので、きちんと、今も実は少しずつ考えているところでございますが、さらにそこを明確化できるように頑張りたいというふうに思います。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ぜひともよろしく申し上げます。

それでは、次に質問項目の2、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお尋ねいたします。

これもまず町長にお尋ねいたします。

ちょうど9月、折り返し地点を迎えたわけですね。現在の所感というのをお聞かせください。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

ぜひたく言えれば切りはないんですが、まずはまち・ひと・しごと、人口だけではないというふうにももちろん言われますが、人口の下げどまりがとまったかなぐらいの感じになってきておりますし、それから、ほかのいろいろな元気な部分、一番私が今うれしいのが、前小森町長時代に決めていただいた図書館がまさに今最盛を迎えていて、特にこの8月は過去最高を全て更新しているという、そういう状況になっております。いろいろな元気が今集まってきたので、これも全てが総合戦略によるものとは思いませんが、総合戦略の効果なり、そこでやった施策の効果みたいなものも十分に考えておりますので、そういう意味では、私としては及第点は十分にあるのかなと。

今後は後半、さらに力を入れて、次のステップ、大満足になるように頑張っていきたいなというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

はい、ありがとうございます。

実は、私も先月8月に、実は3組の若い御夫婦に訪ねていただきました。パン職人の御夫婦、それから大手の観光会社にお勤めの御夫婦、そして無農薬、無肥料の農業をやっている御夫婦、非常にやっぱりうれしいものですね。やっぱり基山に住みたいと言ってくんですよ。基山に住める場所がないか今探していますというふうなことを言っていただきます。ですから、そういった意味でも、私は少しずつ何らかの効果があっているのかなというふうに思っています。

その中で、先日、創生会議を傍聴させていただきました。その中で資料をいただきました

ので、ちょっとこれも参考にしながら質問させていただきますけれども、その前にこの修正版、これ先日の8月の全員協議会では配付されませんでしたけれども、いつか配付またはホームページへの掲載等は予定されていますか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

せんだっての全協ではお配りすることができませんでしたけれども、創生本部会議の決定もいただいたところでございますので、早い時期にお配りをさせていただければというふうを考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

それともう1点、この総合戦略の事業自体は、ここに掲載されている44事業ということでよろしいですか。確認させてください。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

はい、大項目としてはその事業になるということで報告をさせていただいております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

この総合戦略、先ほども言いましたように、折り返しを迎えて、最初の段階のほうは、この策定そのものに時間をとられたり、どっと交付金が来たり、本当に慌ただしい中で過ぎ去ったと思っています。これから残りの2年間というのが本当の意味での勝負になるんじゃないかなど。要するに、自主財源で推進していけるのか、事業効果が認められないものは削除していくものなのか、このあたりをお聞かせください。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

これはまち・ひと・しごと創生だけには限らずということになると思いますけれども、毎年度やはり、当然結果を分析して、その事業を見直す必要があれば見直していきますし、そういったところで効果の薄いものについては、そういった方法もとらざるを得ない部分もありますし、薄いからといって、逆にそこに力を入れていくということもありますので、そこは一概に言えないのではないかなというふうに感じております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

そのように、K P Iの指標というのは年度の変更ができるわけですがけれども、例えば、先日いただいたこの資料の中に、事業効果で「地方創生に効果的であった」「相当程度効果的であった」「非常に効果的であった」という3段階しかありません。これは、この3段階評価なんでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

この評価方法については、国に報告をさせていただいている報告の分析を基準に策定をしておるところでございますけれども、その中では4段階に評価が分かれております。基本的に、おおむね達成率の50%を基準として、相当程度効果があったとか、非常に効果があったとか、逆に地方創生に効果があったとかというふうな分析になっておりますので、ある意味その数値、K P Iそのものは数値で示しておりますけれども、その1つの事業項目の中には幾つかK P Iを示している部分がありますので、そういった部分を総合的に勘案したところで、今回お示ししたような評価を出しているところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

4段階ということは、もう一つ、効果がなかったというものが入るんだろうなと思いますけれども、これ全国一律にこの4段階ですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

全国一律にということよりも、国のほうに実施経過報告というのをさせていただいております。その中の本事業における本年度の実績値というのがそういったところで示されておりますので、それに合わせたところで本町も評価を行ったというところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

まあ正直、「効果があった」「相当効果があった」「非常に効果があった」、見ている側からすると非常にわかりづらいんですね。ですので、これはちょっと、これが変えられるかどうかは別として、例えば、事業展開の将来性が高いので、今後強化して実施をするとか、例えば、事業を現行どおり継続して実施するとか、事業内容を見直して実施するとか、そういう分け方というのはできないんですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

そのところの評価の表現方法というのは一定ではないと思いますので、そういった御指摘があるようであれば、その部分の実際の50%を基準とした評価のやり方というのは変えないものの、そういった表現を入れるのか入れないのかというのは検討できると思いますので、今後検討していきたいと思います。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

町長いかがでしょうか。非常にわかりづらい事業効果の文言なんですけれども、ここを変えていってもいいんじゃないかなと私自身は思っていますが。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

済みません、ちょっとその細かいところまで私自身が承知おきを今していないんですけど、簡単に言えば、二重マル、マル、三角、バツ、4段階で分けるのが一番簡単だというふうに

私は思って、バツのやつはすぐやめてしまうと。三角のやつは改善、改良を加えないとやめてしまうとか、二重マルはそのままやり続けるとか、もうちょっとシンプルにしないと、その判定に職員がまた苦勞するようになったら大変なので、どっちにしても、もうちょっと私なりにシンプルになって、それがさっき言われた事業の継続とかの判定にしやすいようになればいいかなと思いますので、そういう観点で今後考えていきたいというふうに思います。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ぜひ検討していただきたいなというふうに思っております。

それで、これから残された期間をどうするかということになると思いますけれども、あと総合計画との、実施計画との整合性はあるけれども、特化した計画であると。これだけ聞くと、整合性はあるけど連動性はないみたいに聞こえちゃうんですけど、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

特化した計画というよりも、どちらかという、ちょうど総合戦略を立てる時期が第5次の総合計画ともほぼ同時期でございましたので、そういった意味からすれば、総合計画及び実施計画の中からまち・ひと・しごと創生に係る部分を抜き出して一つの戦略とさせていただいたという言い方のほうが正しいかなというふうには思っております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

要するに、「一方で」とか「特化した」とか書くと、関係性がそこで切れてしまうような気がしたのでですね。

それで、要するにまち・ひと・しごとを創生させるための総合的な戦略なんですよ。もう本当に途方もないような言葉が使われています。

済みません、町長にお尋ねします。この残された期間、具体的な戦略という観点から見た場合、現時点で考えられていることがあればお聞かせください。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

地方創生事業、さっきどっと来たという発言がありましたけれども、どっと来たというのは、短期間でどっと来たという意味では正しいんですが、問うのには相当苦勞しているので、決してどっと来たわけではないので、すごくほかの自治体で落ちているところもたくさんあるので。

何でこんな話をするかという、そこで来たもので結構ハード物なんかが今度ついているやつがたくさんあるんですね。例えば、憩の家もそうだし、合宿所もそうだし、そういう意味では、地方創生のお金は使っていないけど、ダブルジビエなんか、まさに今回の議会でも話題になっているところで、そういうものをきちんとつくって、さらにそれが効果的に使われるようになって、それが町のために生きるようにやらなきゃいけないというのが大きな一つの柱ですね。

それから、もう一つは、地方創生と総合計画の違いと言ってはなんなんですけど、総合計画は攻めも守りもあるわけなんですよ。総合戦略はどちらかという攻めなんですよ。でも、この攻めには必ず守りの部分が必要で、先ほどの第1問目の障がいのお話であったり高齢者の問題であったり、そういう問題というのは、攻めか守りかといえば、どちらかという守りのものなんだけど、これがこれから攻めと一体的に議論しなきゃいけないものがたくさん出てくると思いますので、後半はその部分にも力を入れていきたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

今後、来年度以降に新たな事業とかプロジェクト、こういったものが加わっていくのかどうか、またその予定があるのかお聞かせください。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

現段階ですぐに加えなければならないという事業は、現在のところは考えておりません。

と申しますのが、1つは、8月に見直しもかけさせていただきましたので、そういうことでございますけれども、ただ、常にやはりこういった、特に国の創生交付金を使ったような事業を活用していくという立場にはございますので、そういった部分で、なるべくその応募があったときには積極的に事業を考えていくという姿勢ではございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

聞かれる前にちょっと答えようかなと思って。今、担当者とかといろいろ話しているやつの中では、やっぱり今やっています健康まちづくりというのは、これからの一つのキーになるというふうに思っていますので、次年度以降、どういうふうに基山町を健康なまちとしてアピールするのかと。これはスポーツとか合宿所ともつながってくるのだと思っていますので、これは一つの手にしたいなというふうに思っています。

それからあと、婚活をもうちょっと幅の広い婚活というか、いわゆる基山でリピーターがいろいろな記念、メモリーをつくり上げていくみたいな、そういうソフト事業みたいなものも大事なんじゃないかなみたいなことは、複数の担当者との議論は始めたところでございますけれども、次年度以降はどちらかという、ハード物が大体今落ち着いたというふうに思っていますので、ハード物を使いながら、そういうソフト事業的なものをどう組み立てていくかというのが大事かなというふうに思っております。もちろん、ハード物で想定しているものがないとは言いませんけれども、その辺のところは慎重にまた財源の問題もありますので、考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

はい、ありがとうございました。

残された時間が少なくなりましたので、質問事項の3をちょっとだけ、かなり割愛しますけれども、質問させていただきます。

町職員新規採用の制度についてお尋ねします。

なぜこれを今回の一般質問に入れたのかというのは、もうただ1つです。要するに、今、例えば9月ぐらいに募集開始して、9月に1次試験か、10月末から11月にかけて2次試験が

あって、募集期間というのが多分7月ぐらいからスタートするんだと思うんですよね。これを要するにもっと早く、それこそ今町長が言われたように、もっと攻める姿勢で募集をかけられないものかどうか、ここだけです。よかったら答弁ください。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

新規採用職員については、例年のスケジュールで申し上げれば、7月15日号あたりの広報に掲載をさせていただいて、約7月の中旬から下旬までの一月間として実施をさせていただいておるところでございます。

どうしてその時期になるかと申し上げると、やはり定員管理計画の中で次年度以降の採用計画はあるものの、中途の退職とか、そういった部分の把握がやはりこの時期になってしまうことから、統一試験で募集をかける時期としては、こういった形になっております。

ただ、1つ言えることは、募集を行うことは、もうほぼ年度当初には決定いたしておりますので、そういった意味での改めて正式な募集は行うとしても、そういった来年度も採用があるというふうな周知はできるのかなというふうにご考えておるところです。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

やはり公務員試験を受験される方というのは、決して基山町でやりたい、基山町をこうやりたいという思いだけでなく、結構県庁だったり、近隣の市役所だったり、さまざまところを受験されたうちの1つが基山町で、基山町に受かったから基山町に入ってきたという方もいらっしゃると思うんですよね。私自身は、もっとやっぱり基山に対しての思いとか、そういったものを重要視しながら面接をやってもいいんじゃないかなというふうに考えていますけれども、このあたり町長、どのようにお考えかお聞かせください。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まずは一般採用について言えば、佐賀県の統一試験を活用するかしらないかだけの問題ですよ。うちはそれは、やっぱり一定のレベルの学力とか、それから、いろいろなものを含め

て、そこをやっぱりクリアしていただきたいなという気持ちは今強く持っています。一般試験以外では、中途採用であったり、それから任期つき採用であったり、3年前にはなかったようなものを、いろいろ条例つくってやらさせていただいていますので、これは一般試験、統一試験とは全く関係ありませんので、自由にいつの時期でも募集ができるということになります。鳥栖がたしか統一試験、いわゆるペーパー試験をなくして面接だけでやり始めたと聞いているので、その結果なんかも聞いてみたいとは思いますが、やっぱり今の段階では、佐賀の統一試験をクリアした方々の中で、今もすごく多くの方が倍率で次の面接に来られていますので、面接の中では個人面接もですけど、今、集団面接をしていただいて、その中でどういう力の発揮の仕方をされるかというのを非常に重要視しておりますので、そういった方向もこれからまた堅持していきたいなと、今の段階では思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

わかりました。先ほど言われた集団面接なんかも行われているということで、その中で、積極性、協調性、表現力、堅実性と、多岐にわたる特性を見分けられるのも、ある意味すごいなと思うわけですがけれども、これというのは、この審査会というか、これ、全部役場の職員さんで審査をされるんですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

集団面接は本町の職員と特別職のほうで行っております。ただ、作文試験については、客観性を保つために外部委託を行っておるところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

今現在としては、この統一試験というのが一つの基準にあるので、そこを持つと、こういう採用のやり方になるということだと思うので、ただ、やはりこれから先10年間考えた場合、人工知能がとてつもないスピードで発達していく中で、情報処理力も重要でしょうけれども、やっぱり情報の編集力というのが、これから非常に公務員の皆さんにはキーワードになって

くるんじゃないかなと私は思っています。そういった中で、ぜひとも素晴らしい人材をいち早く確保していただいて、そして基山町の発展につなげていただきたいと思いますと思っています。

最後に町長、何か一言ありましたら、人材確保について。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まさにおっしゃるとおり、基山町の未来は、役場でどういう人材を確保するか、そして育成していくかということですから、本当にそれに一番力を入れていきたいというふうに思います。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

これをもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（品川義則君）

以上で久保山義明議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午後0時 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、栗野久明議員の一般質問を行います。栗野久明議員。

○4番（栗野久明君）（登壇）

こんにちは。4番議員の栗野久明です。きょうは私の一般質問の大半は、自然災害の防災について行います。防災については、昨日もほかの議員の方も取り上げており、過去にも地震や豪雪が、近隣におければ、それに関連した内容で問題点が提起されてきました。

今回は、2カ月前に起きた九州北部豪雨の土石流災害で感じたことを踏まえ、問題提起していきたいと思います。

まずは、この場でさきの豪雨災害で亡くなられた方や、なお行方不明の方に深い哀悼の意を表したいと思います。

福岡県の朝倉市周辺、大分県の日田市で2カ月前、観測史上1位を更新する降雨量があり、土石流災害が発生いたしたことは記憶に新しいことですが、中でも朝倉市寺内では、1時間降水量169ミリを観測し、長崎大水害で観測された187ミリに肉薄する強烈なものでした。このような雨が山間部では局地的に9時間にわたり続き、大量の流木を含めた土石流が発生したことが多くの民家を押し流し、大被害をもたらしました。大雨は、いまや毎年のように数回、日本の各所で猛威を振るっています。災害の少ない基山と今まで来訪者の方には宣伝してまいりましたが、地震と大雨はどうも違うように思い、危機感すら私は覚えております。

2カ月前に起きた大雨がこの基山に発生する可能性は否定できず、教訓として対策を講じる必要があると考え、今回は中山間地の溪流部に発生する土石流の防災について質問したいと思います。

では、これより先般提出いたしました通告書に基づき、1回目の質問に入ります。

1、土石流特別警戒区域の防災について。

(1)現在取り組んでいる防災について、お伺いします。

ア、土石流が発生する予測は、どのように判断していますか、お示してください。

イ、避難勧告や避難指示の判断基準は、どうしているか、お示してください。

ウ、ここ数年の非常時の避難状況を人数でお示してください。

エ、災害対策本部は、総務企画課に設置することになっているが、どの時点で設置するのか、お示してください。

オ、土石流の発生する危険性の高い地区は、把握しているか、お示してください。

カ、避難所の指定を各地区の町民へどのように周知しているか、お示してください。

キ、避難経路は、確保されているか、お示してください。

(2)今後、必要と思われる防災についてお伺いします。

土石流特別警戒区域の住民の方の防災対策は、自主避難を促すため、必要な情報と説明や教育を推進していくことが重要であると考えます。

昨今、異常気象ととれないような毎年記録的な短時間大雨が全国各地で発生し、人的災害をもたらしている。その原因は、自主避難のおくれや避難行動をとらなかったことが大半であると考えています。いかに自主避難の行動をとってもらうかを真剣に検討すべき時期に来ているのではないかと考え、以下の質問を行います。

ア、基山町に地すべり危険地域は存在するのか、お示してください。

イ、特定地域にセンサーによる防災システムの検討を行うべきではと考えていますが、どうでしょうか。

(3) 自主防災組織の取組について伺います。

ア、地域の自主防災組織の活動等に、基山町はどう関わっていくのか、お示してください。

次に、私の前の一般質問で、鉛給水管の健康被害について発言したことがあります、昨年の9月だったと思います。早期の取りかえを東部水道企業団に願いたいと申し上げましたが、その後の進展について確認したいと考え、次の質問をいたします。

2、鉛給水管取替状況について。

(1) 現在の取替状況は、どこまで進んでいるか、お示してください。

(2) 今後のスケジュールは、どうなっているか、お示してください。

以上2点、12項目について1回目の質問とします。御回答のほどよろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

栗野久明議員の御質問にお答えさせていただきます。

1、土石流特別警戒区域の防災についてということで、(1) 現在取り組んでいる防災について。ア、土石流が発生する予測は、どのように判断しているかということでございますが、土石流等の発生予測につきましては、佐賀地方気象台発表の土砂災害警戒情報をもとに、土砂災害及び土石流の危険が高まっていると判断しています。また、直接佐賀地方気象台の防災気象官と連絡をとり判断することもございます。

イ、避難勧告や避難指示の判断基準は、どうしているかということでございますが、避難勧告や避難指示の判断に当たっては、それまでに収集した情報をもとに、避難勧告等の判断・伝達マニュアルによって総合的に判断します。

ウ、ここ数年の非常時の避難状況を人数で示せということでございますが、避難状況につきましては、平成27年8月24日から25日にかけて、台風15号の影響により20世帯34名の避難、平成28年4月16日から17日にかけて、熊本地震の影響により23世帯56名の避難、6月22日から23日にかけて、土砂災害警戒情報発令により4世帯10名の避難、平成29年7月5日から6日にかけて、土砂災害警戒情報発令により7世帯7名の避難となっております。

エ、災害対策本部は、総務企画課に設置することになっているが、どの時点で設置するのかということですが、大雨等の災害対策本部設置につきましては、気象業務法に基づく注意報または警報が発令され、町長がその必要を認めるときに設置することとしております。

オ、土石流の発生する危険性が高い地区は、把握しているかということですが、土石流の発生する危険性が高い箇所として、土石流警戒区域及び土石流特別警戒区域がございます。その箇所としては、主に第1区、第2区、第4区、第6区の山間部で、基山町ハザードマップに掲載させていただいているところでございます。

カ、避難所の指定を各地区の町民へどのように周知しているかということですが、避難所の各地区指定につきましては、広報や基山町ハザードマップ、ホームページで周知させていただいているところでございます。

キ、避難経路は、確保されているかということですが、避難経路につきましては、災害の状況によって異なりますが、現在の豪雨等による危険区域を踏まえて基山町ハザードマップを平成30年度に更新し、住民の皆さんに周知していきたいと思っております。

(2) 今後、必要と思われる防災についてということですが、ア、基山町に地すべり危険地域は存在するかということですが、土砂災害の危険箇所として、土石流や急傾斜地崩壊のおそれのある地区は指定されていますが、地すべり発生危険箇所についての指定はございません。

イ、特定地域にセンサーによる防災システムの検討を行うべきではということですが、現地に設置するセンサーシステム方式は、山間部に設置するため動物が原因となる誤作動があり、設置されている多くの自治体は、災害時の二次被害防止対策として活用されていますので、二次被害防止対策として検討してまいりたいというふうに考えております。

(3) 自主防災組織の取組についてということで、ア、地域の自主防災組織の活動等に、基山町はどう関わっていくかを示せということですが、近年の大規模災害の発生により、自主防災組織の組織力向上に関心が高まっていると考えています。本町でも本年度からまちづくり基金やコミュニティ助成事業を活用した組織がございます。しかし、組織によっては活動状況や地域事情も異なりますので、本町としては、その中心的役割を果たしていただいている区長様などと協議を行い、ワークショップの開催や避難訓練の実施により、その強化に関与してまいりたいというふうに考えているところでございます。

2が鉛給水管取替状況についてでございますが、答弁に入ります前に、昨日の鳥飼議員のときにもございましたけど、この提案が一般質問、前回昨年9月にやられてすぐに東部水道企業団の議会において、私のほうでそういう強い要望を議会の中で発しておりますので、きちんと議事録にも残っていると思います。それをまず先にお答えさせていただいて、(1)現在の取替状況は、どこまで進んでいるかということでございますが、鉛給水管からポリエチレン給水管への取りかえは、平成28年度末現在で、計画戸数2,480戸中、1,380戸を実施しており、進捗率は55.6%となっております。

(2)が今後のスケジュールは、どうなっているかということでございますが、前回は回答させていただいたとおり、平成32年度で終了する予定で今頑張っているところでございます。よろしく申し上げます。

1回目の答弁は以上で終わらせていただきます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

では、これより2回目の質問に入らせていただきます。

まず、(1)のアについての再質問になりますが、土石災害や土石流の危険度の高まり等は随時発表される佐賀地方気象台の情報を注視するという、そういった必要があるということだと思いますが、情報の変化ですね、結果的に危険状態に入っているのかと、そういったことだろうと思うんですが、それは誰が判断して町長にその後の指示を伺うのか教えてください。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

そちらにつきましては、防災担当の職員のほうが随時気象庁の防災行政情報システムであったり、佐賀県の土砂災害危険度情報であったり、そういった部分を常に監視いたしておりますので、そういった部分をもとに町長のほうに報告を随時上げさせていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

そこで、気象台の発表には、大雨注意報とか段階があるんですが、一般的にテレビでもどんどん流れてきますが、大雨警報、それから大雨特別警報、段階が上がって記録的な短時間大雨情報、また土砂崩壊の危険性があるよということで、土砂災害の警戒情報ですか、こういったものが上げられてきますけれども、こういった言葉ですが、数値的なものは全然ないんですね。その数値的にないもので情報を伝えていくわけですが、そこら辺には問題はございませんか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

先ほど申しあげました防災情報提供システムなどを活用させていただいているということをお申しあげましたけれども、そちらのほうは、気象庁が発表する情報以外に大雨洪水警報の危険度の分布図であったり、佐賀県のシステムでいえば、土砂災害の警戒に対する視覚的な、例えば、地図上で色が変わっていくとか、そういった視覚的な確認もできるようになっておりますので、そういった部分も含めて総合的に判断しながらお伝えをしているというところでございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

そうであれば、なお詳しい情報はほかの資料で見れるということによろしいんですね。

この項目で回答いただいた避難勧告や避難指示の判断ですが、避難勧告等の判断・伝達マニュアルによって総合的に行うと。先ほどの答えとダブるのかもしれませんが、端的に、今使っているマニュアルとはどういったものでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今、策定いたしておりますのは、平成28年2月に改定を行った避難勧告等の判断・伝達マニュアルというのを使用しながら、具体的な判断基準として使用しているところでございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

わかりました。町長へ最終的な判断を伺う場合にも指揮命令系統があろうかと思うんですが、そういった情報を報告する方が主観的な意見を述べたり、町長に間違っただ判断をして伝えてしまうと町長の判断が決まってしまうとかの危険性もありますし、すばやい判断がやっぱり必要なことですね、悪くなっていく方向では。

そういったことを考えると、そういったすばやい判断ができる形の点についてはどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

繰り返しになりますけれども、まずはその判断マニュアルというのが具体的にどういった状況のときにと示してありますので、その現状の分析をやはり冷静に客観的に判断をしながら町長のほうには確実に、その客観的な判断の基準をもとにお伝えをするということに対応しているところでございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

わかりました。昨日の議員の質問の中で、答えの中で、町長が申した言葉の中で、朝倉市の行政判断、朝倉で起きた洪水ですね、これも同じように多分マニュアルがあって、行政ですから動いていると思われま。動いているはずなんです、そういった状況よりもはるかに早い形で降雨の状況が甚大だったために進んでしまったということですから、そういった状況になれば、やはりああいう災害が起きてしまうのかなというのは懸念されます。

ただ、現在使っているマニュアルがそういったことで迅速に報告ができて、早い判断を仰げる状況であれば問題ないんですが、今のマニュアルで支障がないかどうかの点について、もう一度よろしいでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

やはり今回の九州北部豪雨の状況とか、そういった部分をきちんと総括しながら変更すべきところは変更をしていきたいと思えますし、もう一つ加えて言うならば、町長のほうの最初の回答にございましたけれども、私どもだけでそういった判断をするということよりも、やっぱり佐賀气象台とのホットライン等もありますので、そういった専門家の指示もやっぱり十分に聞きながら、総合的に、客観的に素早く判断していくことが重要ではないかと考えております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

では次に、昨日の一般質問の中でも出てきましたけど、夜間の対応ですね。非常に町長も、夜間の対応は非常に厳しいものがあるとか、難しい面があるということ。それから、夜間の判断とか、そういったものをするスタッフですか、時間帯によっては予測もしないような、ある程度の降雨の予測はあるんでしょうけれども、体制がとれていない状況になる可能性もあるんですけれども、そういった夜間の対応のマニュアルというふうなものはございますでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

夜間に対する具体的なマニュアルということはおつっておりませんが、例えば、台風であったりとかであれば、事前にその経路などが予測できますので、そういったときには夜間に本町に一番影響が大きいとか、そういったことが予想される場合には、なるべく明るい時期に移動していただいたりとか、そういった判断もさせていただいております。

それから、夜間になりますと、特に避難に時間を要する方々等についても、夜間に移動するというのは逆に危険な場合もありますので、そういった部分については総合的に、その状況に応じて対応をさせていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

そこら辺の対応については、また後で聞かせていただきたいと思います。また、夜間以外でも町長が出張等、公務で基山を離れているとか、そういった場合の対応、もちろん副町長がおられるから、権限の委譲とか、そういったことをやっていかれると思うんですが、そういったことについても十分注意しながら緊急の対応をしていただきたいと思います。

では、ウの避難状況についての再質問でございます。

回答によれば、広域に災害をもたらす台風、それとか地震については、この自主避難というのは、やはり人数を見てもかなり危険性を感じて退避してきているのかなと思っております。ただ、土砂災害の想定される、この時点で土砂災害警戒情報発令時となっています。そういったときに呼びかけても、人数的には非常に台風とかほかのものに比べると少ないという状況ですが、この点についてはどう分析されていますでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

やはりこういった情報を出したときに、まず住民の方々が自分が置かれた危険がどういう状況にあるかというのがなかなか判断をしていただけていないのかなと思っております。と申しますのは、やはり自分のところは大丈夫ではなかろうかという安心感というか、そういう疑念をかき消して、結果的に避難をしていただけていないというふうな状況があるのではないかというふうに思っていますし、これまでに起きた災害の中でも一般的にはそういうふうに言われております。そういった部分のやはり意識を変えていくということが非常に今後は重要になってくるのではないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

そこら辺の問題点というか、住民の意識の問題については、その後でまた少し議論させていただきたいと思います。

端的にまたちょっと聞いていっています。ここ数年で避難勧告とか避難指示を出したことは基山町はございますでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

ここ数年では、避難勧告、避難命令を出したことはございません。避難準備情報が私が担当してから2回出させていただきましたけれども、それ以上の勧告命令は出しておりません。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

確かに、先ほどの避難している方が土石流災害の発令時に出していますから、土石流の危険性を思われた方が来ていると思うんですけれども、非常に昨今の洪水、この土石流の災害で亡くなる方ですね。さきの朝倉市の周辺地区でも35名ですか、それでいまだに5名程度の行方不明者がおるとい状況がありますので、非常にここら辺の自主避難の徹底を今後どうしていくのかと、ここら辺が議論になっていこうかと思えます。

災害弱者と言われる高齢者や子ども、こういった方に先ほど言われましたように、避難準備を促したことがあると。促しているということですが、ここら辺での特に留意点とか注意点というか、基山町としてはどうやっていますでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

これまで自主避難所等開設に当たりましては、いわゆる土砂災害におけるレッドゾーンの地区の世帯、それから要援護者のほうに直接電話をおかけして自主避難所を開設しましたので、不安があれば避難所にお越しく下さいということで御連絡をさせていただいているところでございます。なかなか防災行政無線であったりホームページであったり、いろいろな手段を講じているわけですけれども、そういった自主避難に直接的には、やっぱり相当不安な方はお越しいただいていると思いますけれども、今後というか、今のよう予測もできないような大雨が想定するとすれば、やはり避難が必要な方についてはより早く避難をしていただくようなやはり仕掛けなりを考えていく必要があるかなというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

この準備段階、避難準備情報ですか、それを情報として行政のほうで出す場合の一番配慮

されるところは、やはり高齢者の避難ですか、直接自分で歩けない方もおられる可能性がありますし、足が弱っている方、多少なりと水があれば非常に不安を感じる方とかおられると思います。そういった方が十分避難できるような時間的余裕を持っていて発令できれば一番いいのかなと思いますけれども、そこら辺はよろしくお願ひしたいと思います。

避難勧告または避難指示となったら強いことになりますから、この避難勧告は非常に何度も発令するようなことになると、住民の方にオオカミ少年になってしまうと、山が崩れるぞ、崩れるぞと崩れなければ、それが二、三回続くともうあり得ないと思うようになってきますし、大抵の住民は先ほど課長が言われましたように、今まで大丈夫だったんだから大丈夫というのが根本的にあるのかなと。

また、基山の地区で言えば、6区の丸林地区となれば、もう400年ぐらひは人が住み着いて、小さな崖崩れとか、家が崩れるような崖崩れも昭和38年ぐらひの水害ではあったと聞いておりますけれども、大規模な土石流が発生したということもありません。そうすると、少々のことでは住民の方はなかなか避難してもらえないのかなと、自主避難に至らないのかなということがありますが、冒頭でも言いましたように、今までの経験値というのが非常に使えないような状況かなと私は思います。

そこで町長にお伺ひしますけど、もしそこで判断できるものは、勇気を持って避難勧告なり避難指示を出していただきたいと私は思うんですが、町長、御見解を。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

基山町はまだ避難勧告を最近出しておりませんが、隣の自治体、県が違う隣の自治体では、エリアメールでも御存じのとおり、かなり出ている状況、もう3回ぐらひ私も見ましたけれどもですね。

基山町でやっぱり必要なのは、レッドゾーンの話と、先ほど言われた要援護者の話だと思うので、その対策はまだ万全になっていない。何が万全になっていないかというと、同じレッドゾーンでもやっぱり、全部レッドゾーンなんですけど、より危険なレッドゾーンとそうでないレッドゾーンが必ずあるはずなので、何度も出てきていますけど、平成30年度にもう一回ハザードマップの見直ししますので、その見直すまでに何かあったらどうなんだという話はあるかもしれませんが、それまでの間にやっぱりそこら辺もきちんと整理して、訓練

なんかもそういう一番危ないところでの訓練を重視するとか、そういったことも考えていかなければいけないし、あと要援護者の場合は、誰がどの家に行くんだぐらいまできちんとしておかないと実際は機能できないと思いますので、そこらあたりをきちんと整理して訓練とかにつなげていって、起こってはいけませんけど、何か起こったときのための準備というか、そういうことを万全にしていかなきゃいけないのではないかなというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

では、次、エの災害対策本部の設置についてお伺いします。

昨日の一般質問の中で、町長は対策本部、要件は違ったと思いますけれども、対策本部を立ち上げたことが3年間で2度ほどあると。そういったときに、職員の方は夜間にもかかわらず出てきていただいたと。大変感謝の気持ちを私は持っております。

そういったことで、行政としては体制を整えていただいておりますということなんですが、ちょっと想定問答みたいなことになりますけれども、土石流災害について今言っていますので、本部を立ち上げて夜間も続いているというふうな状況で、大雨特別警報からだんだん悪くなってきたと、記録的短時間大雨情報が出たと、準備をしてくださいという情報を流していたと。ところが、ますます状況が悪くなっている。こういったときに、まず町長はどういった判断をするというか、段階的に悪くなってきておる状況ですね。想定問答で申しわけないんですが、町長が考えることは。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

朝倉の例でもわかるように、それに後追的にやっていけば、行政的には正しい判断であっても間に合わないケースが十分に考えられますので、予測が大事になってくると思います。だから、予測ができるような雨とか台風は大丈夫なんですけど、正直地震とかいうものに関して言うと、今ここでどういうふうなあれをやればいいのかというのはちょっとまだ想像つかないんですけど、まずは雨とか台風については予測を重要視して、早目早目の対応をいかにとっていくかと。先ほど申し上げたような特に2つの分野についての対応が大事かなというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

町長が予測をしっかりといただいて、早目の対応をとっていただきたいと。特に河川の場合は上のほうから水は流れてきますので、下流側の堤防決壊とか浸水、こういったものよりは上流の土石流による民家の押し流しとかのほうは人的被害がやっぱり大きいということで、まず1番にはハザードマップでありますレッドゾーンですか、そこら辺への対応をお願いしたいと。人数が夜間でもそろってくれば、いろんな方面で両面的にやっていただければ早い対応ができるのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

ハザードマップについてですが、昨日も盛んに質問されていましたが、この危険性の高い地区で答えられた区が1区、2区、4区、6区とあります。その中でも、2区、4区、6区、大きな差があります。基山町では大きな差がですね、よそではそうでもないかもしれませんが、こういった山間が迫ったような集落に近い箇所、こういったところで河川の勾配というか、地形の勾配、6%といたら、100メートルで6メートルですか、大体けやき台に上がっていく道路が6%強かもしれませんが、あれぐらいの勾配であれば、十分土石流になった場合は早いスピードでおりてくるということで、すごいエネルギーがかかってきます。そういったことは知識の中に、職員の方にも十分認識していただく必要があると思いますので、そういった教育というか、そういったものはどうのお考えがあるでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

昨日の質問の中でも若干触れさせていただいておりましたけれども、やはり実際、先頭に立ってやっていく本町の職員がそういったきちとした認識を持つということが非常に重要になってくると思いますので、まずはそういった、今御指摘いただいたような知識の部分の研修であったり、あとは、やはり災害を想定したところの場面場面と申しますか、タイムライン的なものを自分たちできっちり確認をするような実践型の研修を行ったりとか、そういうことを今後行っていく必要があるというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

わかりました。これも昨日議論された部分ですが、ハザードマップの配布の件ですね。避難所の位置とか危険箇所の明示、また災害予備知識等が盛りだくさんに入っております。表紙も赤い格好で危険を感じさせるような表紙でよくできていると思います。

確かに、全体的なものは再度見直してつくり上げるということでしたので、全体的なものでも結構ですので、そのときが来たらやはり全町民に配布をお願いしたいと。

というのは、昨日の意見の中でもありましたけれども、町民が知ることによって身内とか知人がおります。身内とか知人があそこの家危ないよねというふうなことがあれば、その方たちが声かけていただける。またその人たちの家に避難することもできるわけですね。そういったことで、人から聞くとやっぱり危ないのかなという気持ちになる場合もありますので、そういった相乗効果というのが出るんじゃないかなと。また、防災に関する話題が町民の中で出るようになれば、必然的に防災の啓蒙が図れるんじゃないかなと。だから、底辺から少しずつ危険意識を高めていけば、先ほど言いましたオオカミ少年にはならなくて、また町長が避難勧告でも出したときには、それに応じてくれるスピードが早くなるんじゃないかなという、そういった気もしますので、十分ハザードマップというのは、確かに今までは回覧板で回ってきては、やっぱり置いてしまう家庭は多いかと思っておりますけれども、そういった機運が高まっていく手段としては、やっぱりこういった赤いあれであれば、あれは重要だよということを声かければ、やっぱり常備していただけるようになるんじゃないかなと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

この点についてはどう思いますか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

既に策定をいたしておりました当初の分のハザードマップについては、作成いたしましたときも全戸配布をさせていただいておりますので、来年度に更新をかける予定のハザードマップについても、当然各全世帯のほうに配布をさせていただきたいと思っておりますし、その周知の方法として、今も行っておりますけれども、出前講座のメニューにも入れておりますので、そういったPRもしながら、できればそういった出前講座を活用していただいて、ハザードマップの重要性であったり、見方であったり、そういったところの認識を高めてい

ければと考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

はい、わかりました。よろしく申し上げます。

キの項目の避難経路について再質問ですが、避難経路の確保は大事なことだろうと思います。それを行政が示す、どこに避難所がありますよとか、そういった情報は行政のほうでしっかり行っていただきたいと。実際に、その細かい避難指示とか避難経路の場所というのは、やっぱりどうしても一軒一軒山間部に入っていきますと、家の周りが川だったり、横が小道だったり、川を渡る橋が狭かったり傷んでおったり、いろいろあります。そういった細かい内容というのは行政がなかなかつかめないものですから、ここら辺については、各地区の防災組織と細かい打ち合わせをして、やはり任せるべきところは任せると。ただし、そこへは情報はしっかり行政が届けてあげるというふうなことでしていったらどうかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まさに避難経路については、議員のおっしゃるとおりだというふうに思っております。やはり避難場所の指定はきちっと周知を本町のほうでかけていく必要がありますし、十分皆さん方に理解していただく必要もありますけれども、避難経路はやはりその地区地区によってどういった災害のときにどう行ったほうがいいのかというのはあると思いますので、できればそのハザードマップの中に地震で、その避難経路を書いていただくような手法をとったり、あとは各地区でそういったまとまって避難をするような話し合いをしていただくようなことを区長さん方と協議をさせていただきながら、そういった強化を図っていきたいと思っておりますので、ぜひ区長さん方と御相談をしてみたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

自主防災組織と言いながらも、なかなか現状は、各地区もしっかり組織ができている箇所

もあるかと思いますが、なかなか身に迫られていないものですから、一応ちょっとした組織がありますよというふうな格好になっているところもあろうかと思いますが。そういった状況は把握しながら指導等をお願いしたいと思いますが、ちょっと話変わりました、避難するときに先ほど課長が言われましたように、避難するときに災害に巻き込まれるということが多いですよね。車で逃げているときに流されたとか、人が流されたというのはそういった状況になっていると思うんですが、先ほど課長が言いましたように、今は危険な状態だから家におってくださいとかの指示も的確には必要だろうと思うんですけども、地区の方もそういったことの指導をしていくと思いますが、何というか、土石流で一番大事なことというか、家で避難しておく場合は2階に上がってくださいということを伝えてほしいんですよね。というのは、今回の朝倉市の状況でもテレビ報道で見れば、土石流はすごい圧力で高速で来ますから、上はそのまま残る場合が結構多いんですよね。倒れても上に残っていると。だから、本当は屋根裏ぐらいにおれば一番助かる可能性あるのかなと思いますけれども、例えば、普賢岳の火砕流、火砕流もこれは水じゃないですけど、ぱっとすごい勢いで流れてきて、あそこに当初行ったころは、民家が結構転々としておって、2階は残っていると。2階のものがとられるんじゃないかというぐらいの状況になっていますので、そういった知識も必要ですので、もう逃げ後れた方には高いところにおってほしいというふうな助言をしてほしいと思います。

そういったことで、この土石流については質問を終わりたいと思います。

次の(2)の今後、必要と思われる防災についてに移ります。

ここで地すべり危険地域は基山にありますか、存在しますかということで尋ねましたけれども、基山町にはそういう指定地域がないというお答えでした。果たしてそうなのかなという気は私しますけれども、指定はないのであればひとつ安心ということですね。実際、朝倉とかそういったところで災害が起きたのは、地すべりではなくて表層すべり、表面がぱっと流れて、土石流したということが多かったみたいです。この地すべりというのは、すべり層があってゆっくりずれていくような状況になりますので、ただし、これが怖いのは、土石の量が半端じゃなく大きいもので、一度にどんと流れたときに河川をせきとめてダムができるわけですね。ダムができて、そこに水がたまると水圧が増して一気に流れるというふうな状況があります。だからそれで、下流側で例えば、川の水が急に流れなくなった。流れてこなくなったということが証言であったり、大きな崩れを起こしますから、地鳴りがしたとか

土臭いにおいがしたとか、そういった状況が出てくるわけですがけれども、こういった上流で起こった異変に気づくようなことが対策としてできるんじゃないかなと思ったんですけれども、地すべり箇所がないとなれば、確認ですね、確認というのは地質とかそういった専門的にわかる方が2人なり、山を歩けば地形の状況とか、それとか生えている木の状況とか、ある程度読み取れます。

ちょっと私、写真を皆さんにお配りしましたけれども、例えば、②一番上の右側、これは正常な斜面に立っている木ですが、こういった状況であれば、根元から太陽に向かって真っすぐ立ち上がるわけですね。ところが、③番は如実にその姿が見えますけど、③とか④、これは、その木が30年なり40年立っておるとしましたら、その間にゆっくりすべっているというような状況のあるようなところによく見受けられる根曲がりですね、木の根が下のほうで全部曲がっていますよね。というのは、最初生えた木は真っすぐ立とうとして立ったんですけど、少しずれるためにまた立つ。そうするとまたずれるから立つと。そういうことを繰り返して、一番根元が曲がっていくというふうな格好です。

ただ、ここに写真載せていますが、私説明のために、沢側じゃなくて裏側の山とかの写真、たしか3番のほうではとっています。沢側は④の写真ですがけれども、ここで地すべりが起こっているということを言っているわけじゃなくて、専門家が見たらこういったこと。それとか竹林ですね、竹が物すごく帯状に生えているところは破碎帯がある。そこには水が浸透して粘土化する可能性がある。そこがすべり面になります。そういったすべりの発生が見受けられる場所が専門家であればわかってくると。ここは真砂土ですから、多分表層すべりのほうが多いと思います。木村議員も言われたように、下は岩盤で上が真砂、というのは、花崗岩が風化したものが真砂ですから、上のほうがやわくなっている、風化しているからですね。雨の水が降って一気にすべるというふうな、そっちのほうが多メカニズム的には多いのかなと思いますけれども、ここで私は、やはり大きな金を使わなくても、踏査、歩いて見て回るぐらい、専門家に言えば大体見れると思いますので、そういった調査の必要はございませんかと。特にレッドゾーンを思ったんですけれども、どうでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今回、まず町長のほうでお答えさせていただきましたのは、県のほうにお尋ねをして、県

のほうでそういった指定をされておりますので、お尋ねした中では、特にこの旧鳥栖土木事務所管内ですね。いわゆる県の東部に属する部分については、その地層の関係から地すべりの危険が非常に低いところであるといったところから、そういった地区の指定をしていないというお話をいただきましたので、そういった回答をさせていただいております。個別に淘汰をすると、場所によってはそういった部分も、この写真の状況からすれば、そういったことも想像されるということであれば、やはり県のほうともお話をさせていただきながら、そういった必要性があるのかということそのものもちょっと検討をさせていただければと思います。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

ぜひ県の方とも相談していただいて、県とか国のレベルになりますと、細かい全ての山を見て回ってというふうなことは多分やられていないと思うんですよね。ハザードマップをつくったり指導してくるのは、航空写真とかそういったもので読み取れる、高さも読み取れますし、地形も読み取れますから、ある程度のそういった専門的な目で、写真でも読み取れて、なおかつそこら辺の地質的な分布からすると、地すべりはないだろうという判断をされていると思います。

ただ、本当にそれで一概に言えるのかなという疑問点もありますので、話を進めていってもらえたらいいかと思います。

この次の質問で、センサーによる防災システムの件なんですけれども、これは、地すべりが想定できなければ、地すべり箇所というのはある場所からずるっと滑るわけですから、そこをクラックが出ておるとか、如実に見えてきているところの固定点とすべっているところを固定して線を結べば、そこが伸びていきます。伸縮計といいます。そういった伸縮計をセットすれば、そのずれが大きいとき、雨が降って大きいときは危ないということで警報を鳴らしたりしますが、ないのであれば、それは必要ないと思うんです。ただし、表層すべりは予測が難しいですから、これはセンサーによるあれはできないかなと思います。ただし、センサーも、例えば、川の水が土石流でもあって、表層すべりの土石流であっても、川をせきとめるようなことが直上であっておれば、やっぱり川の水がとまってなくなります。そこで、構造とか言ったらそれは検討してみないといけない問題だと思いますけど、水位の観測と

か、そういったものではできのかなと。なおかつ、基山町はレッドゾーンの場所は非常に少ない、民家が多い場所ですね。だから限定してもいいのかなという気がしますけれども、そういった研究とかぜひやってくださいじゃなくて、研究とか意見交換とか、そういったものやってみませんかということなんです、どうでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今のところ、町内のそういった危険度を判断するときの水位については、県のほうが八ツ並線の八並ツ橋のところに水位計をつけておりますので、そちらを随時、そういった警報が出ているときにはうちのほうで確認をずっと行っておるんですけども、それだけは当然今言われたようなところに対応し切れるわけではないと思いますので、そういった設置の状況であったり、先進的な事例については、今後研究をさせていただければというふうに思っています。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

非常に難しい面があるのも十分存じ上げております。伸縮計に至っては、言われるようにイノシシが入っても、それにさわれば感知してしまうということですから、それをやろうとしたら、ずっとその場所に柵を設けて、イノシシとか入らないようにせないかんといった対応も出てきます。土地を借りるのか、いろいろ出てくるかと思えます。そういったセンサーでやることも必要性が出てきていませんかということで問題提起をしたわけでありまして、そういった意識を持っていただいて少し勉強していただければ、本当に、それがなったときはもう避難せないかんということまで地元の人になればオオカミ少年になることはないなど。ただ、誤動作で逃げてもオオカミ少年になる可能性はあります。だから非常に難しいところなんですけれども、ぜひ検討をいただきたいなと思います。

では、次の自主防衛組織についての再質問です。

防災意識の高揚を図るために、役場職員や地域の重立った方及び関心の深い方を対象に、土石流の発生のメカニズムや自主避難のあり方とか注意点を盛り込んだ講話をぜひ基山町は、電磁波の話もありましたけど、ああいった講話を組めないかなと。もう本当に、まず一番自

主防災組織の上の方とか、興味のある方、そして職員の方、私ども議員、やはりそこに意識を高める1つの手段ではないかなと思うんですが、ここら辺町長、ありましたら。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

私自身が今、防災の研修は必ずマストで出席させていただいて、いろいろな専門家の講話を聞いて、なるほどと思うことが本当に多うございますので、こういう話をぜひ基山町でもしてもらいたいなと常日ごろ思っておりますので、また関係箇所と相談していきながら、いろいろ考えていきたいというふうに思います。非常にいい講師がたくさんおられる、実践的な方がおられるので、ぜひ単なる講演だけではなくて、ワークショップみたいな形でみんなで話し合うような、そんな形のものが必要なんじゃないかと思います。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

実は、幹部の方というか、上のほうから、私ども議員も防災の話は研修も行きましたし、当然そういった勉強をさせていただいておるんですが、少しずつ、本来は各公民館、そういった対象のところの公民館に行って、本当に危険なのかなというのを、もう300年も400年も続いたところに本当にそんなこと起きるのというふうなこと。変に恐怖感をあおるようなことはできませんけれども、それは長いこと住んできて、先祖から守られた土地ですから、容易に離れない方たち、離れられない方たちですから、そこら辺のデリケートな問題がありますけれども、一番大切なのはあなたたちの命ですよということですね。少しずつでも啓蒙していければ、本当にああいった大災害に見舞われなくても人の命だけは助かるとかいった状況になれるんじゃないかなと。

常日ごろから私どもも、そういった地区の方にはそういった話、酒飲んだ折ですけども、本当に雨が降ってきたときは逃げてこいよというふうな話はしております。そういったことが起きれば、行政だけに頼ることなくやっていけるのかなと思っておりますので、その点、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

今の研修、講話については、本当に実施しなければならないというふうに思っているところでございます。大阪だったですね、淡路・阪神大震災についても、本当に共助で助かった人は9割以上いるわけですので、自治防災組織の活動というのは非常に重要なものであると思いますので、県にも防災士会もありますし、全国にも防災協会というのがありますので、そういうところから講話、講師を招いたり、本当に災害に今度遭われた方から実話を話していただくとかということも考えられますので、今後、そのような講話なり研修を行っていきたく。そのことは非常に有意義であるというふうに認識しております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

ありがとうございます。本来、土石流特別警戒区域の方の防災は、もう自主避難に尽きると、そういった啓蒙活動が一番重要であることは言うまでもありませんが、自分の命は自分で守ると。この手立てを行政と地区の防災組織の方が話し合いながら、そういった勉強を努めて、とにかく地域の防災意識を高めていくということが一番大事なことかなということですので、この件を新たに見直していただきたいと思います。

では次に、最後の項目ですけれども、鉛給水管取りかえの関係を、これについては一括で質問させていただきます。

昨年9月の私の一般質問で、鉛給水管の健康被害を訴えて、32年目途で予定どおり進捗しているお答えをいただきました。また、このことは一般質問から非常に当時の担当者、担当課長、また町長動いていただいて、早いスピーディーな動きを佐賀東部水道企業団にも動いていただいたということで、多分裏での、議会もありましたけれども、そういったところで働きかけていただいて今があるのかなと思っております。

ただ、今後につきましては、日程的なものは今まで二十数年間それを飲んできたわけですから、今さらというところもあります。ここで一、二年早めろとか、来年できないのかというふうなことは言うつもりはございませんが、あなた方のところに来ますよとかいうふうな日程が、基山町が主導になるのか、当然佐賀東部水道企業団が知らせてくれるものと思えますけど、そういった情報があれば逐一流していただいて、そのフォローに努めていただきたいと思いますので、町長、その点よろしく。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

その辺の情報、今たしか13区がやっていましたですね。

今後の29の、これから30、31、32のスケジューリング的なものをなるべく早く公表してもらうように、また東部水道企業団のほうに働きかけをしたいというふうに思います。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

はい、ありがとうございます。

少し早いですが、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（品川義則君）

以上で栗野久明議員の一般質問を終わります。

ここで14時20分まで休憩いたします。

～午後2時4分 休憩～

～午後2時20分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、大山勝代議員の一般質問を行います。大山勝代議員。

○11番（大山勝代君）（登壇）

皆様こんにちは。11番議員の大山勝代です。どうぞよろしく申し上げます。

傍聴の方がいらっしゃっていますが、ちょっと先に言いますけれども、10区の方がいつも見えてきてくださるんですね。きょう見えていないのは通いの場が今あっています。ですから、済みません、別の関係ない話でした。

今回の私の質問は、6月議会に引き続いて、内容は違いますが、よりよい教育行政と教職員の多忙化解消について、これが1項目めです。

2つ目は、安心安全の町道整備についてです。

それでは、質問項目を述べていきます。

1つ、今日本の学校現場は多忙化が常態化して、ブラック企業と言われているそうです。

先生たちに異常な負担を強いています。それは、ひいては子どもたちにいろいろな形で悪影響を与えていると考えられます。

過労死レベルの先生が中学校で56.7%、小学校では33.5%という信じられない数字が発表されています。基山町でも例外ではないと考えます。文部科学省はことし4月、2016年度公立小・中学校の教職員の勤務実態調査の速報値を発表しました。その数値と基山小・中学校の勤務実態に対する教育長の見解を示してください。

学校では業務記録表等が書かれていると思いますが、基山3校の超勤——超過勤務、勤務の実態がわかるそのまとめを公表できませんか。

教育委員会として、これまでも多忙化解消にさまざまな努力をされてきたと思います。これまでの方策、これからの方策を教えてください。

私は数年前から先生方の事務の簡素化の一つとして、指導要録を手書きから電子化への移行をこの場で数回お願いしてきました。なかなか実施されずに来ましたが、端的に聞きます。来年4月から導入は可能ですか。

基山町と鳥栖市、みやき町、上峰町、4市町を比べたとき、小・中学校での年間給食実施日数を示してください。

私は先日の放課後、基山小学校にお伺いして、特別支援学級の教室見せてもらいました。不足している支援教室を確保する手だてはどうなっていますか。

大きな2つ目です。私が住む地域の新町、ことし8月17日、道路陥没が発生しました。また、2日後、19日には新町の別の箇所側溝のふたが崩れ落ちました。すぐ担当課に連絡していただいて、対応してもらいましたが、陥没と崩落の原因は何だったのでしょうか。

側溝のふたの改修はされて、また、道路陥没も現在は埋められています。しかし、抜本的に補修するとなれば、老朽化した側溝のふたの全面改修が必要だと思います。どう考えていらっしゃいますか。

最後です。よくコミュニティバスを利用する近所の人からどうにかならないかと言われたことです。3区の上町、町道永田線、50メートル足らずの道路ですが、カーブしていて見通しがきかず、道路が狭くてそばは用水路で、車が離合できないところを一方通行にできないかとのことでした。乗っているときにほかの車と何度も鉢合わせして、とても不安だということでした。

私もそのコースを乗ってみましたが、そのときはスムーズでした。安全運行の立場から改

善をどう考えていらっしゃるでしょうか、お尋ねします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

大山勝代議員の御質問に答える前に、10区の皆様におかれましては総合事業、通いの場で御協力いただきましてありがとうございます。議員の傍聴よりも優先していただいて、本当に感謝申し上げます。

私のほうからは、大きな1のほうは教育長、そして私のほうから2を答えさせていただきます。

2の安心安全の町道整備をとということでございまして、(1)新町の道路陥没と側溝蓋崩落の原因は何かということですが、まず、道路陥没は水路の継ぎ目が経年劣化により破損し、道路路盤を流出させ空洞となったため、陥没に至ったと思われま。

また、側溝は現場打ち側溝で、相当年数経過しており、経年劣化と車両荷重によるコンクリート疲労で破損したのではないかと考えられます。

(2)道路陥没と側溝蓋崩落の改修工事の日程を示せということでございますが、道路陥没部分につきましては、早急に道路復旧し、側溝の破損した部分については新しい側溝設置を8月28日から30日に行い、修繕し道路復旧を完了したところでございます。

(3)車の離合ができない町道永田線は、一方通行に規制できないかということでございます。

道路交通法による一方通行規制は、規制区間の沿線に居住されている方に日常の制限を設けることになり、道路通行者の皆様も同様に日々の生活に支障を及ぼすおそれがあります。このことから、公安委員会へ要望書を提出するときに接道地権者の同意書が必要になりますので、地域の皆様からの意見をお伺いするなど慎重に判断する必要があるというふうに考えているところでございます。

私のほうからの1回目の回答は以上でございます。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

私のほうから1項目めのよりよい教育行政と教職員の多忙化解消についてという項目についてお答えをしてみたいです。

(1) 文部科学省が公表した2016年度公立小中学校教職員の勤務実態調査の速報値と、基山町小中学校の勤務実態に対する見解を示せというお尋ねでございますが、国の調査では週20時間以上の残業をした職員が小学校で33.5%、中学校で57.7%もあり、大変憂慮される事態であると認識をしています。また、本町における実態の調査で週当たり20時間以上の勤務に関しては、小学校が両小学校とも0%、中学校において46.6%であり、さらに削減をしていく努力が必要であると思っています。

(2) 基山3校の業務記録表のまとめが公表できないかというお尋ねですが、公表については特に考えておりません。

(3) これまでとこれからの超過勤務解消のための具体的方策を示せということですが、これまで行ってきた超過勤務解消のための方策については、小学校では毎週金曜日、中学校では毎週月曜日の定時退勤日の設定及び管理職による定時退勤の呼びかけがあります。また、学校事務担当者による学年会計などの管理補助、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用による児童・生徒のさまざまな支援を通して業務負担軽減を行ってまいりました。さらに、校務サーバーによる教材や資料の共有化で教材作成の負担軽減を図っております。

中学校の部活においては、各部活動で設定している週1日の休養日と全ての部活動が休む休養日として第1水曜日の2つの休養日を設けております。また、1つの部活動に複数の顧問を配置したり、技術指導にたけた外部指導者を導入したりすることで部活動顧問の負担軽減を図っております。

(4) 指導要録の電子化について、来年度4月から実施できるかというお尋ねですが、平成30年6月ごろにSEI-Net接続を行い、8月に諸帳簿等の電子化を導入する予定でございます。

(5) 鳥栖市・みやき町・上峰町との年間給食日数の比較を示せというお尋ねです。

基山町については、小学校で198日、中学校で201日となっております。鳥栖市では小学校192日、みやき町と上峰町では小・中学校で190日となっております。

(6) 基山小特別支援学級の教室不足の解消の手立てはどうかということですが、基山小特別支援学級の増加分については、1階会議室を特別支援学級の教室として使用するよう

画をしております。

以上、お答えいたします。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

ありがとうございました。

それでは、2回目の質問に移ります。

1つ目のよりよい教育行政と教職員の多忙化解消についてです。

基山町の週当たり20時間以上残業をした職員は、小学校ゼロ%と言われました。ぱっと見たときに、全く超勤していないのかと間違えそうです。平均値や一番多い人が何時間かわかりませんので、とりあえず過労死レベルの職員はいないということですよね。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

小学校については、本当におりません。多いなと思うのは、教頭が多いぐらいで、ほぼ30時間程度と、月にですね。ですから、週に換算しますと、この調査の2016年10月、11月にその中のある1週間をとってやった調査なんですね。その10月、11月をトータルで見ても基山小で31%、あるいは32%、10月31%、11月32%、若基小で10月が34%、11月は28%。この程度になっております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

わかりました。それに対して、基山中学校の46.6%は文科省の速報値の57.7%からしたら低いのですけれども、それにしてもおよそ2人に1人が割合として上がってきますよね。驚くべき数字だろうと思います。週20時間以上ですから、月にすれば過労死レベルの80時間以上になるわけです。町長、これどう思われますか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

内容で見ると、やっぱりクラブ活動が非常に大きいというふうに思いますので、時間数だけでいうと、まさにデスクワークでのものとは違うとは認識しておりますが、どういう対策を打てばいいのか、後でも出てきますけど、外部指導者を雇ってもそれで済むような話ではなさそうなので、非常に難しい話で、今、きょうのこの段階でその打開策が、答えが見えているわけではございません。ただ、逆に言えば、基山中学校の今のクラブ活動の成績は佐賀県でもトップレベルで頑張っていたいただいているので、そういうことも含めると非常に難しい問題だという強い認識だけはございます。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

教育長はさらに削減していく努力が必要であると言われましたが、具体的に何か実効ある対策が今ありますか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

それを聞かれるとは思ったんですが、一番、本当に削減するためにこちらは口を酸っぱくしてそう言うんですが、体制的に全国の学校同じような状況ですので、なかなか制度とか、あるいは職員の数であるとか、根本的なことをいじらないとなかなかこのことについては、こうすれば削減できますというのは私の――通り一遍のようなことは言えると思います。定時退勤日の定時退勤を守るとか、仕事をちゃんと一人で抱え込まないでシェアするとか、現在事務職員がやっております会計管理なんかも、昔みたいに教員はお金ことは預からないんですよ。全部事務が扱ったりしています。それから、スクールソーシャルワーカーであるとか、それから、スクールカウンセラーが割と入って、学校チームとしていろんな役割を持って支えていくということが私の思うところですが、じゃ、それで絶対できるかという、なかなか削減できませんが、つい先日、中教審の答申で出ていたのにいろんなことが盛り込んであったんですが、でもあれを全部やっても恐らく難しいなという感じはしております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

ありがとうございます。このことについては、最近の新聞などが盛んに報道していて、私も幾つも見にするわけです。

今、教育長が言われたのは、全国的に同じ状況なんだ、そして制度そのものを変えなければみたいな言い方をされましたけれども、根本的な根源といいますか、何だと思われませんか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

中学校の超過勤務が多いのは、先ほど町長が申しましたように、部活動というか、基山中の教員は平均では46.6%なんですが、平均よりもはるかに超えているのがぼっといいます、上に。それから、下にもいるんです。平均のところにあんまりいないんです。だから、全国のを見ると、山が60%ぐらいのところ集中しているんですが、やはり部活動のあり方というものは大きな——ただですね、基山中の職員は非常に、私から言うのもなんですが、意気を感じて、子どもたちが反応してきちんと結果も出してきていますので、いろんなところで話をしたときに、忙しいというか、でも楽しいというようなことを言う職員も多くおります。ですから、部活動が時間超勤の多くを食っているというのは言えますけれども、なかなか、では部活動をやめればいかと、そういう話にはなっていないので、このあたり今後の工夫が必要であると思っています。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

根源的な多忙の原因はということを私も考えたときに、今、教育長が言われたこととちょっとずれて、私が現場にいたときと比べて、本当に先生たちの仕事量が多くなったというのが実際問題だと思います。それに対して職員の定数は余りふえていません。ですから、大きくは仕事量の多さと人手不足というふうに思いますが、再度。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

そのことについては言えていると思います。中教審の今度の答申の中で、いろんな報告、定例の報告あたりについてどのくらい時間をとられるかということで、それについての定例

の場を少し削減していくべきではないのかとか、そういうこともうたっております。それから、今度、文科省——これ記事なんですけど、教員支援員に3,600人と。教員支援員というのは、いわゆる先生をアシストするスタッフを3,600人配置したいということなんですよね。プリントの印刷をやったり、それから細々とした教員の事務的なアシスタントをやるという3,600人。ただ、3,600人といいましても、佐賀県に来るのは100分の1なんですよね。36人です。20市町あるので、基山町に1人来るかどうかと。だから、これくらいでは多分そんなに目に見えた効果はないんじゃないかと。

それから、小学校の英語の授業増に備えて特定教科を教える教員を2,200人と。これも県内で22人ですから、基山町に1人来るかどうかというところですから、なかなか教員の配置については、それと少人数学級を本当は文科省の計画では去年からなっていたはずなんです。でも、やはりいろんな財政的なことでいまだに40人学級、小学校1年生だけという。これも多分若基小の40人いっぱいいっぱいの学級もなかなか厳しいものがあるということは感じております。ですから、やはり国の定数改善がちょっと遅いなという感じはしております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

国の定数改善がちょっと遅い。ちょっとじゃないですね。もうすごい大幅に遅いと思うし、大幅に教職員の定数の増員をしなければこの多忙化というのは解消できないと私は断言できると思います。

文科省にしてみたら、定員増のために財務省に予算要求をするんだけど、財務省が抑えるという、そういう構図だと聞きました。先ほど私は学校現場をブラック企業だと言いましたが、そのわけを同じ地方公務員である役場職員の勤務と比べてどうかと考えてみました。何が違うと思われませんか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

役場の職員は、私は本当の職員の皆さんのような業務をたくさん持っているわけじゃありませんので、見ていたら、やっぱり自分の守備範囲の分は絶対自分でやらなきゃならない。そして、期限を切ってここまでのこと。ところが、教員の業務というのは底無し沼的な、

教材研究もやったってきりがなくらい、上がないんですよね、ここまでというのは。ですから、そういうものが、それと、やはりデスクワークだけではなくて子どもの相談であるとか、あるいは放課後の家庭訪問であるとか、問題行動があった場合は、例えば、その学年チームで夜の8時、9時、10時までとか残って対応したりしていますので、そういうところは役場とは違うなという感じはしております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

制度的に違うんじゃないかと私は思いました。

総務企画課長にお聞きしますが、役場はタイムカード、それにかわるものがありますか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

役場のほうにつきましては、タイムカードということではなくて、各個人が業務で使用しておりますパソコン上で出勤退勤は押すようになっております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

学校はどうされていますか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

御説明になった業務記録については、個人で管理して、個人の自己申告なんですよ。幾らオーバーワークしたというのは。私が校長の時代に毎日書くようにと。毎日ちゃんとひな型というか、パソコン上に自分で数字を打ち込めばいいんですけども、なかなか何日もやらないで自分の記憶で3日、4日分を入れているという、そういう曖昧さもあったりしていますので、また答申のほうに戻りますが、この中にきちんとした把握を行うために、客観性を担保するために勤務管理を行うタイムカードであるとかICTタイムカードなどで客観的に把握して、そしてそれから対策を打つべきということが答申の中には出ておりました。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

超過勤務を上司というのですか、教頭、校長が命ずることが教職員にできますか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

できます。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

特定の4項目についてでしょう。それ以外のものについて。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

その4項目以外にありませんので、教員に超過勤務という概念は発生しませんので、残りなさいということはありません。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

概念が発生しない。実際、超過勤務はしている。概念は発生しない。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

超過勤務というのは、いわゆる労基法上に定められた超過勤務、そういう概念は、はじめて4項目以外にはないんです。ですから、それにかわるものとして教職調整というか、4%が一律に教員には振られているんですよね。それは教員の勤務の特殊性に鑑みということで、例えば、昼休みだってあっていないような状況ですよね。ですから、勤務を割り振る中には昼休みはちゃんとあるんですが、そこで昼寝したり買い物に行ったりする職員というのは、

私は見たこともないし、ほとんど業務をしていると。そういうことが4%にはね返ってきているんであろうというふうに思っていますが、労基法上の超過勤務というのは教員にはないというふうに思います。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

そこが公立小・中学校の職員の勤務状況と一般企業、それから役場の働き方と大きな違い。今、教育長が言われたことは給特法で、以前から私も勤めた途中からでしたけれども、一律4%で特定の4項目、例えば、遠足で時間外になるとか、そういう幾つかがあった。そのあとは超過勤務という残業手当みたいなもの、それは全くないのが今の教職員の置かれている状況です。ですから、このところをはっきりと、教職員は限定されたこれだけの業務しかしない方がいいのです。先ほど教育長が言われた校外指導なども、本当にこれ見たら働き方改革で出ています。文科省が示した見直すべき業務ということで。ええ、これも教員はせんでよかとねというのを、私は驚いて何項目か見たのですけれども、このところの大きな違いで、先生たちが、今もし超勤が月に80時間あったらそのおそれが、残業手当がつくなら割り増し手当がつくし、月に10万円以上手当をもらえる人が出てくるんですよね。そういう大まかなあれですけれども。

ですから、どうしてもやっぱり今できる解消の手だてと、国が抜本的に解決しなければいけないものと両方一緒に今から進めていってもらおうということが一番大事だと思いますが、そのときに、先ほども出ましたけれども、業務記録表です。まとめは公表されていないのですけれども、まとめはされているんですね。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

町教委単位で、こちらでまとめて把握はしております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

3校それぞれですね。平均は出していらっしゃいますか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

出しています。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

先ほど中学校を例で言われましたけれども、平均のところはそうないけれども、上の超勤をたくさんする人とそうでない人の差があるということで、ここで資料を持っているんですけれども、山口県の県教委が2017年3月に学校における業務改善の推進についてという通知を出しています。それによると、業務改善を目標として平成29年度から3年間で教員の時間外業務時間について30%削減を目指すと明言しています。

削減の数値目標を出すことが改善のためには大事だと思いますが、佐賀県は数値目標ありますか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

特にそういうのは、佐賀県は全体の平均というのは持っていると思いますが、各市町とかのものは県も公表しませんし、どこの市町も公表はしておりませんので、私たちもこちらのだけがわかっていると、手前のものだけがわかっているということでございます。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

山口県は思い切った多忙化解消の手だてを本気でとっていると私は思います。教育長会などでこの提案を出していただけないか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

教育長会は合議制というか、こちらが意見交換で県の教育長とお話しするときに年に数回

あるんですが、そういう御意見というのは多々——多々といいますか、時々出て、なかなか難しいというか、とにかく教員の意識に頼るところではないかというふうに収束姿勢、意見ですね。具体的にこうやればということとはなかなか、これは何回も教育事務所とかそういうところを通じてでも言うことは言えると思います。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

最後に、言えることは言えるなので、具申といいますか、少し本気になっていただきたいなというのを思います。

削減の一つとして、定期退勤日を設けて、その日は校長先生や教頭先生が呼びかけて早く学校を閉めるということですよ。閉まるのは何時ですか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

大体6時。それでも遅いという、4時45分ですからですね。6時ぐらいには閉めますよということをして全員がいなくなるというのを目標にしているというところだと思います。

ただ、私はよく校長会で言うんですが、決めたことは守りなさいと。必ずですね、ちょっと試合がありますからとか、まだテストをつくっていませんからとか、丸つけ済んでいません、もうちょっといいですかと数人出てきて、結局、なし崩しになっていく。ですから、やはり強い気持ちでやっていくというのが意識の問題ですけど、大切だろうと思っています。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

次の質問で完全に実施されているのですかと聞いたかったのですが、もう初めから4時45分が6時ごろと言われて、6時ごろも今の回答では守られていないんじゃないかなというのを思いました。

ペナルティーは何かありませんか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

ペナルティーは遅くまでいなさいと言うと、もっとなりますので、そういうのはありません。ただ、実際問題として4時45分にガチャッと閉めると子どもがいっぱいいるんですね。小学校もいるだろうし、中学校は部活動で、部活動休みの日にこういうことをするんですが、それでも何かしら残されて何かやっているとかいて、学校の中が空にならないという。私も教頭をやった経験があるんですが、そういうことは多々ありました。教頭は一番初めに学校に来ますので、学校に早く来るのは7時前に来るのがいるんですね。7時前にそれより早く来て鍵をあけて、最後に閉めて9時とか10時に施錠して帰ると。ですから、もう一回教頭をやれと言われたら、私はいいですというふうに言いたいぐらいきつかったです。それはちょっとお答えになりませんが。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

何か本音を教育長が発言されたようで、ちょっといい傾向——傾向と言ったら悪いけれども。まとめてみると、現場の先生たちの仕事量が多いからどうしようもないのだけれども、この日は絶対帰らにゃいかんみたいな厳密さがなくて曖昧に、前回曖昧にしておって、次にまためぐってきたときに、またそれが曖昧になるという流れかなと思って今聞いていました。部活動の件についてです。

町長も述べられましたけれども、それについては週1回の休養日、そして全ての部活が休む月1回が決められているそうです。土曜、日曜の対外試合などが大きな負担と聞いていますが、そのことについては、そうですね。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

ほとんどの試合は、対外試合は土曜と日曜にありますので、ただ、土曜と日曜については教員特殊業務手当というのがあって、2時間か2時間半以上は3,000円から3,500円出ます。それが適切な額かというの難しい。1日拘束されてもその程度。私が現役のときはたしか250円か、ですから佐賀まで生徒を引率しても電車賃にもならなかったということはありません。そういうのは額的には非常に低いんですが、手当は出ていることは出ています。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

月のうちのこの土日は対外試合はしないという申し合わせが県全体でできませんか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

いろんな種目協会とかが全部あって、例えば、中体連という組織があって、そこだけだったらできるかもわかりませんが、例えば、違う種目協会でいろんな日程を組んでいますので、多分不可能であると。協力依頼というのは校長会とかを通じてできるかもわかりませんが、なかなかそれは難しいと思います。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

ほかの団体とかいろいろあるということはわかりますけれども、中体連だけでも申し合わせができないかなと思って、次に行きます。

指導要録の電子化です。

6月接続作業、それから8月導入、来年度ですね。私はここでこのことについて初めて質問したのが平成25年9月議会でした。それから4年たっています。ことし導入できなかったわけは何ですか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

小学校、中学校の校務用のパソコンについて、小学校の校務用パソコンについてが今年度更新ということで、そこでの切りかえということで予定をしておりました。今年度で公共ネットワークのセキュリティーの関係でその部分もあわせての更新ということで、今作業準備をしているところなんですけれども、今年度更新のほうでパソコンの入れかえをいたしまして、来年度にS E I - N e t ですね、これは県の教育部局とのネットワークになりますけれども、こちらとの接続作業を行いまして、その後の夏季休業中に電子化の導入を行い、8月

ごろからの導入という形で予定をしております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

ことしできなかつたわけは、それなりにわかりましたけれども、来年8月は確実ですか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

現在、校務用パソコンの更新の作業を進めておりますので、そのスケジュールでいけば来年8月に導入予定ということで考えております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

鳥栖が多分3月になって何年か前導入されたんですよね。もう先生たちはあたふたして本当に大変だったという話ですから、ぜひ8月、休業中に先生たちが仕事ができるように要望したいと思います。

私はさきの6月議会で夏休み短縮について反対の意見を述べました。保護者も歓迎していることだし、授業時数確保が優先だということで教育長の答弁でした。ここに立っていて、私の主張が浮いているな、ひとり相撲しているなというふうに感じました。しかし、佐賀新聞の9月1日の始業式の様子が2日に、県内7割が9月1日に始業式をしたと書かれていました。きょうも関連する夏休み前倒しについての——いや、2学期前倒しについての記事が佐賀新聞に載っています。県内の東部地区、ここも含めて夏休み短縮も授業時数確保もほかの地区と比べて先取りし過ぎていると思われませんか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

私たちは東部地区にいるわけですが、東部地区だけではなくて、隣接の福岡県の筑紫野であるとか小郡であるとか久留米であるとか、そういうところの動向も見ながら総合的に判断しているわけですが、福岡市がそういうふうに夏休みをやっていると、ぱっとほかの市町村

というか、市は一斉にそこで、もともと鳥栖は夏休みは短くと、2学期が25日ということでやっていたので、逆に何でうちだけそういうふうにするんだって言われるような状況でしたね、結果的には。だからじゃないんですが、そこで来年度から指導要領の先行実施で授業時数もふえますので、そのことについて保護者、PTAの方とかといろいろ協議して話をして、これがいいのではないかと。恐らくですね、他の市についてもそういうことで少なくなるということはないんじゃないかというふうに今思っております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

少なくともならないということで、そこで関連した年間給食日数の比較です。

鳥栖市の中学校の日数が言われていませんが、なぜですか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

こちらの最初の答弁でお答えさせていただいた部分で、鳥栖市のほうは小学校が192日ということのみお答えさせていただきましたけれども、ちょっとこちらのほうが給食として支給をした日にちということで調べておりましたので、鳥栖市は中学校のほうが弁当と給食の選択制をとっておりますので、それで当初は数字を入れておりませんでした。通常の学校の中で給食の時間、それから午後の授業というような形での日数としましては、中学校のほうで197日になります。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

鳥栖、みやき、上峰と比べたときに、みやき、上峰と比較が最大11日も差があるんですよ。ところで、鳥栖もそうですけれども、小・中学校を比べたときに基山の場合、中学校が3日、給食日数が多いのはなぜですか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

基山中では始業式、終業式にも給食をして5時間ないし6時間は授業をやっております。ですから、終業式とか始業式は短縮で4時間で返すとか、3時間で返すとかはやっておりませんので、そこで給食提供をしております。そういうことも要因の一つであろうと思っています。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

始業式、終業式を小学校は給食しないで返すけれども、中学校は給食がある、それが3日間だということですか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

基山町の小学校と中学校で日数の差が3日間ありますけれども、これについては各学期に小学校は1回おにぎり弁当の日ということで、お弁当を持ってくる日を設けております。この各学期1回で計3回、3日間が小学校と中学校の日にちの差ということになります。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

そしたら、おにぎり弁当も含めて192でいい——いや、違う。

○議長（品川義則君）

含めて201です。

○11番（大山勝代君）

幾らやったっけ。

○議長（品川義則君）

201です。

○11番（大山勝代君）

いいわけですね。

○議長（品川義則君）

はい、合います。

○11番（大山勝代君）

いいわけですね。わかりました。

そしたら、鳥栖の小学校と基山の小学校を比べたとき、6日。教育長もちょっと言われましてけれども、6日多い内訳、わかりますか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

ここに最初の回答で上げさせていただいた鳥栖市とみやき町、それから上峰町の給食についてですけれども、鳥栖市やみやき町、上峰町については始業式及び終業式の日には給食を出しておりません。また、鳥栖市のほうは8月、ことしは基山町のほうは8月25日の金曜日から始業式ということで、そこから給食のほうを提供しておりますけれども、鳥栖市のほうは28日の月曜日からということで、ここで1日少ないということになります。みやき町と上峰町については、9月1日からの給食提供ということになりますので、その部分で給食の日数に差が生じているところになっております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

厳密に言ったら、始業式、入学式、終業式、始業式、終業式、幾つもあるんですよね、式日。式の日が。

○議長（品川義則君）

6回でしょう。2の3回。

○11番（大山勝代君）

いや、まだずっと後まで。始業式、入学式、終業式、2学期始めの始業式……

○議長（品川義則君）

入学式は入れないでしょう。

○11番（大山勝代君）

いや、だからそういう式日を全体数えたときに。（発言する者あり）済みません。

始業式など式の日には給食をするのは基山と鳥栖ですか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

厳密に言えば、基山だけと。このことは私がここに着任したときは式だけで帰っていたんですね。もう2時間とか3時間で。そんなもったいないことはないだろうということで授業しましょうということで、給食はありませんよと、弁当を持ってくればいいじゃないですかということで、弁当を持ってこさせるような計画も立てたんです。そしたら、PTAのほうでせっかく来ているんだから給食をやってくださいよという強い要望というか、希望があってやっているというところがございます。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

重箱の隅をつつくような言い方を私がするのだけれども、はっきりしてきた、わかったというか、もったいないと教育長は言われましたけれども、私は子どもが今まで休業中だった学校に久しぶりに行った子どもたち、先生、新しい先生、そして組みがえの友達、そういうわくわくした中で、さあ、あしたから学校生活頑張ろうという、そういう余裕がもったいないと重なると私は思います。ですから、以前のように始業式は給食を外すということをお願いしたいのですが、どうですか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

保護者の願いも、最初出始めのときの強い希望がありましたし、私としてはそのことについては考えていないし、学校も考えていないと思います。校長もですね。その4時間、5時間ないし6時間で教育課程も組んでいますので。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

何か戻す意思は全くないですかね。

それで、保護者の要望が強いという、それはそれなりにわかりますけれども、他市町が始業式はしていない、だから基山もしませんということで押し切っていただけないのかなと思

いながら、百歩譲って要望です。

給食をして下校、午後は先生方は事務処理ということにはなりませんか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

学校に御飯を食べに来ているわけじゃありませんので、やはり来たんであればある程度の勉強をして帰るとというのが普通の考え方ではないかなと。確かに昔は、私も教員になったころは儀式の日は早く帰ると。恐らく議員さん方も通知表をもらう日は、通知表をもらったら帰るということはあったかもわかりません。今はもうそういう時代じゃないということを確認していただければと思います。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

ただですね、ことしの2学期の前倒しが8月25日金曜日からでしたよね。給食をして6時間授業があると聞いていましたが、5時間で下校できたそうです。たった1時間ですけれども、子どもたちも先生も大変喜んでいらっしゃいました。授業時間確保も大事なことですけれども、片方では多忙化解消、事務処理の時間を確保する、そういう考えも改めて持っていただきたいと思います。

最後です。基山小学校の特別支援学級の教室不足です。

先ほど午前中、久保山議員の質問で特別支援学級の認識が私も含めて深まってよかったと思います。その上で具体的な質問ですが、今少子化が進んで、この10年間で小学校の子どもたちの数が70万人も減っているのだそうです。逆に、一方、特別支援学級に在籍する子どもたちがふえて、毎年1,000を超える教室がふえてきて、7,000人近い児童が毎年ふえているそうです。基山も例外ではありませんね。

以前から基山ではふれあい学級ということを書いていましたけれども、現在、今何組あって、在籍児童何人、正規職員何人、支援員何人、わかりますか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

特別支援学級の数ですけれども、平成29年度で基山小学校が6クラス、若基小学校が5クラス、基山中学校が2クラスになっております。支援学級の補助員のほうが基山小学校が7名と若基小学校が5名、基山中学校に補助員が2名ついております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

正規職員は6人ということですね。（「6、5、2」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

ここで紹介しておきますが、基山町は以前から支援員の手厚い配置といたしますか、鳥栖に比べたときに、鳥栖は余りにもひどくて、鳥栖から転勤してきた先生が本当に基山の教育行政ありがたいというふうにおっしゃっていました。

ところで、新校舎ができたときは3クラスの特別支援学級があったと思いますが、昨年は何クラスだったのですか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

今、大山議員の御質問については、基山小学校ということだと思っておりますけれども、平成27年度が3クラス、平成28年度が5クラス、本年度が6クラスになっております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

1クラスふえるというのがわかった、5クラスからことし1クラスふえて6クラスになりますよというのがわかったのはいつの時点ですか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

随分遅くて、ばたばたと来て3月の中旬過ぎだったと思います。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

済みません、ちょっと時間が押してきていますので、この辺は端折って。最後にまとめて言います。

安心安全の町道整備についてです。

担当課がすぐに対応していただいてよかったのですが、私の質問は、新町の緩やかな坂、大体桜町に行く前が100メートル近くあるんじゃないかなと。それが両方の、これが昭和40年後半にできた側溝ぶたで、もう平面ではないですよ。端っこがとがって上がっておるとか、いろんなものですね。車が通るとき側溝を歩かざるを得ないというときに本当に危険です。どこかですぐ、私も含めてですが、年配の人がつまずかんかなというふうな思いをして、今回の側溝ぶたが落ちたということで、もう随分経年劣化していると思います。

10区からの要望もあっていると思いますが、全面改修、予定されていますか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

この道路につきましては、今言われましたように、昭和40年後半ということで非常に古い部分でございますので、今後、調査をしたいと思っております。調査の劣化の状況でそういった更新も計画的に必要になってくる場所もあるのではないかと思っております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

調査の結果、計画的にどうするかというのがわかれば早目に教えていただきたいと思いません。

最後です。町道永田線ですね。狭い道路ですが、先ほどの町長の答弁では、公安委員会に要望書を提出するときに沿線の地権者の同意書が必要で、それを一人一人とというのは大変で、慎重に判断する必要があるというふうに言われました。だから、今後のことですが、慎重に判断してできないのですか、意見を聞いて一方通行に向けて検討されるのですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、今御質問の部分につきましては、町長から申されたように、近隣民家が数軒左右にございます。近隣の方も全て規制を受けますので、まずは規制を受けられる理解をしていただく部分がまず最初でございますので、そういった内容で慎重に話をする必要があるというところでございます。

ただ、要はこの中でほかに方法がないかというのは、当然調査いたしますので、利用できない部分で困られている方がいるという部分も理解いたしますので、その辺は調査で内容を把握したいと思っております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

用水路がそばに2メートル近くのものがありますよね。民家の人が出入りするためのふたがけですか、あれが何メートルかで幅がありますが、これをあそこの50メートルぐらいをふたがけ全部するというのが一方通行にできなかったときの次の段階。全部できなかつたら離合できるためのふたがけを何メートルかする。そういう検討をしていただいて、運転士もすごいプレッシャーを受けられています。ぶつかって、あんた下がってよとちょっと待っておくけれども、下がってくれんけんが自分が下がらにゃいかんということになると思うんですよ。だから、そのところも検討されて、なるべく早く結論を出していただきたいと思えます。

最後に、先ほどの多忙化解消についてです。

創作劇が4年前にありましたね。何年かは教職員も輪番でその稽古に立ち会ったといいますが、それで教職員のほうからはとても過重だと言われるのと、片方では、創作劇をされている方は先生たちがもう突っ立ったままで何もしてくれんという、そういうことがあって、どうかならんのかなと思っていましたけれども、ことしから教職員は稽古の立ち会いはしないでいいということになった。それも多忙化解消の一つだと思います。

そこで私は要望ですけれども、夏の基肄城登山が転勤した先生にありますね。例えば、私が60歳間際で転勤して行って基山（きざん）にあの夏の暑い日登らにゃいかんといったらダウンしてしまうと思うんですよ。それを先生はせめてほかの季節にしていただけないかなという要望がありますので、頭のどこかに置いておってください。

6月の一般質問でもお願いしましたが、先生たちは子どもに向き合いたい。その時間が欲しい。切実に思っていると思います。現場の要望を学校教育課としてもよく聞いてほしいと思います。そして、よりよい、基山小の子どもでよかった、若基小の子どもでよかった、若基小に勤めてよかったと先生たちが思える、そういう教育行政をお願いして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（品川義則君）

以上で大山勝代議員の一般質問を終わります。

ここで15時40分まで休憩いたします。

～午後3時29分 休憩～

～午後3時40分 休憩～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、牧菌綾子議員の一般質問を行います。牧菌綾子議員。

○6番（牧菌綾子君）（登壇）

傍聴ありがとうございます。6番議員の牧菌綾子です。皆様お疲れと思いますが、あとしばらくおつき合ください。なるべく早く終われるように、聞くことはしっかりと聞いて進めたいと思います。

私たち議員は、定例議会終了後、自分たちで原稿を書いて、町民の皆様にも年4回の議会だよりを発行し、情報をお届けしております。2年前に求められる子育て支援、どう対応できるのかというテーマで特集ページを掲載しており、意見を伺うためにお邪魔した保健センター2階の子育て交流広場に今回また伺ってきました。

今回はベビーカーを押していけるところに公園があったらという御意見をいただきました。基山町では平成24年から25年の2カ年で都市公園のバリアフリー化及び危険な遊具施設の更新がされていたので、何か利用者から求められている形と違っているのではという思いで今回、町内の公園の現状と今後の在り方についてお尋ねをいたします。

(1)都市公園の種類として、住区基幹公園に属している街区公園、近隣公園、地区公園は、町内にそれぞれ幾つ配置されているのでしょうか。

(2)基山町都市公園条例で住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準で、その数値が示されていますが、意図するところは何でしょうか。

(3)公園の管理は、広さや遊具の種類など一律ではありませんが、どのような区分で行っているのかお示してください。

次に、もう一点。平成28年度基山町教育の基本方針について、以前質問させていただいておりましたので、今回は平成29年度の基本方針の中で何項目かに絞って前年度と変わった内容について質問をさせていただきます。

(1)「生きる力を育む学校教育の充実」の施策を展開する上での取組方針の中で、新たに取り組んでいるものは何でしょうか。

(2)「豊かな学びを支える教育環境の充実」を進める上で、学校施設の整備も進んでいますが、現状での問題点はあるのでしょうか。

(3)「青少年の育成及び多様な生涯学習活動の推進」で、地域住民及び関係機関等と連携・協力して取り組んで進めていこうとして計画しているものはどんなことがあるでしょうか。

これで1回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

牧菌綾子議員の質問につきまして、私のほうから1の項目を、そして2の項目は教育長のほうから答弁させていただきます。

1、町内の公園の現状と今後の在り方についてということで、(1)都市公園の種類として、住区基幹公園に属している街区公園、近隣公園、地区公園は、町内にそれぞれいくつ配置されているのかということですが、町内の都市公園では街区公園が伊勢前児童公園、若宮児童公園、玉虫児童公園、氏林児童公園、猪の浦児童公園、向田児童公園の6カ所、近隣公園が中央公園、北部公園の2カ所、それから、総合公園が基山総合公園の1カ所の計9カ所になっています。

また、町に地区公園はございません。

(2)基山町都市公園条例で住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準で、その数値が示されているが、意図するところは何かということですが、都市公園法では公園の位置づけとして、憩いの場やレクリエーションの場であり、また、災害時における避難地や災害活動拠点となる目的もあり、できる限り空間地を確保する必要があります。

条例で定められている数値につきましては、1人当たり都市公園面積標準である10平方メートルを使用しているところがございます。

(3)公園の管理は、広さや遊具の種類など一律ではないが、どのような区分で行っているのかということがございますが、公園は都市公園法に基づき、利用者区域を想定し、公園面積など決定して整備いたします。街区公園は、公園面積が小さくなるため、よく利用される滑り台、ブランコ、鉄棒を基本に設置しております。

また、近隣公園や総合公園については、利用区域が町内居住者となり、多くの利用者が想定されることから、シーソーやロープウエー、複合遊具等、より多く遊具を設置しているところがございます。

私からの1回目の回答は以上でございます。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

2項目めの平成29年度の基山町教育の基本方針を問うという項目についてお答えをしております。

(1)「生きる力を育む学校教育の充実」の施策を展開する上での取組方針の中で、新たに取り組んでいるものは何かというお尋ねですが、今年度から新たな取り組みとしては、来年度からの新指導要領先行実施に伴い、授業時間数の確保のための夏季休業の期間を短縮し、授業時間数にゆとりを持たせた教育活動を実践しています。また、SGKによる宿題の添削指導により、教員の業務の縮減に寄与いただいています。

(2)「豊かな学びを支える教育環境の充実」を進める上で、学校施設の整備も進んでいるが、現状での問題点はあるのかということですが、老朽化した若基小学校の大規模改修とトイレの洋式化について、今後の課題と捉えています。

(3)「青少年の育成及び多様な生涯学習活動の推進」で、地域住民及び関係機関等と連携・協力して取り組んで進めていこうとして計画しているものはどんなことかということですが、青少年の育成については、子どもクラブとの協働によるスポーツ大会や自然体験活動、青少年育成町民会議との協働によるふれあい合宿、青少年町民大会などを通じ、子どもたちの協調性や自主性を育む取り組みを進めてまいります。生涯学習の推進としては、文化協会と連携して子どもから大人まで誰もが学ぶことができる環境づくりを進めております。

以上、お答えいたします。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

では、2回目以降の質問をさせていただきます。

(1)で住区基幹公園ということで特に上げておりますのは、国交省の出してある都市公園の区分ですね。これが広さによってすごく種類が多いんですが、私たち利用者からして一応公園ということで見た場合に、この住区基幹公園が当てはまるのかなど。細かい区分は使っているほうにはわからないから、一応公園に行こうと思ったらここかなということで、(1)で聞きました。これに対して、標準の敷地面積とか誘致距離ということが区分の中の内容として分けられていますが、少しこれだけではわかりづらいんで、もう少し具体例があったらそれを示して、この内容について説明いただけますか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、都市公園法が改正になりまして、施行令が改正になっております。その観点で、基山町は平成15年以前に総合公園以外は整備をしておりますので、それは旧都市公園の政令でつくっております。現在、平成15年に変わった政令の内容は、こういった一律に公園の街区公園、近隣公園など分けるのではなく、また一律にこの後申しますが、距離で面積、誘致エリアで分けるのではなく、既存の施設を活用するのを重視し、公園の配置を考えるというふうに施行令が変わっておりますので、そういったところで御理解をお願いしたいと思います。

まず、街区公園につきまして、当時の部分でございます。敷地面積としては大体いろいろあるんですが、200平方メートル以上、200平方メートル前後というところが街区公園となっております。大きいのは2,000平米とかもございます。ただ、これは街区、町並みですね、街区の大きさに変わってきますので、多くはそういった200平方メートル前後の面積となっております。

あと、近隣公園につきましては、先ほどの街区は主に居住する方の徒歩の範囲で利用するという考え方になっております。近隣公園は、また距離が広がりまして、大体500メートル四方ですから、誘致エリアとしては25ヘクタールになります。先ほどの街区は大体6ヘクタ

ールが誘致エリアということになりますので、そういうところで広くなる分、近隣公園は若干面積は大きくなるという傾向がございます。基山町はここまで大きくありませんが、基準上は大体2ヘクタール程度というところになっております。一応公園の種類としてはそういった地域を考えた配置というところになっております。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

やはりこういう国交省の出してある文書で読むと、細かく数字が分けてあるんですけど、基山町はこれとおりにできているのかというと、その辺がちょっともう一つはっきりしなかったもので、ただ、今、課長のお答えになった平成15年に改正になったということで整理をされたんであろうと思うんですが、この公園法に関する法規定として出してある国交省からの政令第25条に開発区域の面積によって公園の広さをどれぐらいにするのかということで数値が示されております。これは単純なところですが、開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為にあつては、開発区域に面積の合計が開発区域の面積の3%以上の公園、緑地または広場が設けられていることと、こういうふうに書いてあります。

けやき台とか高島団地とか、大型開発のときは区域の広さは単純に私たち素人でもつかみやすいのですが、現在力を入れている定住促進の面からも小規模開発というところで、今ここがあいているから中学校の前のところ、ここが使えるからここというふうな感じで小規模開発がされていますが、そうなるとどういう計算をしてこういう政令に出ているような公園設置に至るのか、至らないのか、また、ここであるような公園という形じゃなくて広場というものがつくれるのか、だめなのか、そのあたりわかれば少し説明ください。

○議長（品川義則君）

毛利定住促進課長。

○定住促進課長（毛利博司君）

今、議員おっしゃいましたように、開発行為に関して宅地分譲等の開発が出ましたところ、開発区域の面積で3,000平米以上から5,000平米未満の開発につきましては、開発区域の面積合計、開発区域の面積の3%以上の公園、緑地または広場が設けられていることというふうになっております。

現在、3,000平米以上の分譲住宅の状況を申し上げますと、平成27年度に分譲住宅が20区

画、1件、平成28年度にまた13区画が1件、平成29年度に今出ている分が分譲住宅が15区画が1件というふうなことでなっております。それで緑地、公園、広場の設置の状況としては、災害防止の避難の経路であったり、隣の住宅との緩和緑地であったりとか、また、休憩用のベンチが設置されているというふうな状況でございます。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

どこを中心に開発区域でこの平米数をとるかというのは、本当に一律ではないからその辺は臨機応変ということなんでしょうが、現在の開発状況では、ちょっとした、おっしゃるようにベンチだけ置くとか、ベンチの真ん中に木を植えて木陰をつくるというふうな、図書館に行くとおしゃれな本があるんで読んできましたけど、そういうふうな広場とか、コミュニティ広場というのか、そういうのがつくれるのか、やっぱりだめなのか。それから、その辺を、じゃちょっと欲しいけどって期待するのも難しいのか、この辺、少し希望を持ちたいので、希望があればお願いします。

○議長（品川義則君）

毛利定住促進課長。

○定住促進課長（毛利博司君）

今、先ほど現状はそういった若干木を植えられなく、砂利を敷いたりとかベンチを設置されてあるというふうな形で、緑地みたいな形で設けてあるところが多いんですけども、例えば、公園緑地の効果としまして、子どもさんがまだ小さいときは遠くにある公園とかに連れていくのも大変といったところもありまして、そういった宅地分譲住宅の近くに小さな遊具等があれば安心してそこに連れて行って遊ばせることもできるというふうに思っております。

それともう一つ、定住促進課としては、若者子育て世代の移住、定住を推進していく上での開発行為、今上がっています案件、該当する案件が出ましたところ、今はそういった簡単な緑地の整備でされておりますけれども、開発業者との協議にはなりますけれども、そういったちょっとした小さい遊具ですね、そういったところが設置できれば、小さいお子さんを持たれてあって、ちょっと遊べるような形の環境づくりはできるかなというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

少し期待しました。

それでは、開発時には法律で定められている広さの公園の数は、先ほど古賀課長が平成15年に改正になったんだよとおっしゃいましたけど、現在、町内に設置されているのは、定められている広さの数としては足りているというのか、ちゃんとされているよということではないのでしょうか。ちょっとその辺。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

都市計画法上の公園につきましては、市街区、住居があるところを考えますので、住居区域としましては、平成15年以降の政令では、現在既存の分も街区あるいは近隣と考えられるという部分がございますので、そういった活用を考えますと、足りているというところで考えております。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

私も足りているという認識だったから、逆に今、お母さんからそういうことを言われたというのがですね。ちょっと近くに行きたいけど、公園があったらいいなという声が物すごく逆に、えっという思いで今回質問をしているんですが、(2)で質問したのは、基山町の条例のことですね。基山町の条例を見ますと、当然公園ですから避難のときの場所の確保、あるいは火事になったらその火事が拡大しないようにそういうエリアをとらなければいけないというのはわかっているんですが、全部改正ということで平成25年に改正になっていますけど、都市公園法は1956年にできているので、この間が何もないので、逆にえっとここにもちょっと思ったんで、(2)で質問したんですが。

この中で全部改正になっている部分で、平成25年というのが人口1万8,000人を切っただけから少し減少が小さな数字になっているころだろうと思うんですよ。ここで1人当たりの数字の記載がありました。ここが、町の区域内に設置する都市公園の住民1人当たりの敷地面積

の標準は10平方メートル以上とし、市街地に設置する都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とすると。これは、だから(2)でいただいた答えになるんですが、難しいことですが、今後、住民1人当たりの敷地面積が、人がいっぱい来て変更するというふうなことはあり得るとお考えでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、都市公園の考え方といたしましては、現在は足りているところがございます。ただ、先ほど言われました定住促進によりまして、確かに開発等はふえていくかと思っておりますので、そういったところについては開発で緑地面積等の設置の協議、これは開発の別の佐賀県の開発基準というところで設置をするというのがありますので、ただ、その内容について先ほど定住促進課長のほうが申しましたように、ニーズのあるものを配置できるかというのがございますので、その辺はそういった今からの新規の開発等で行われる公園敷地あるいは緑地の敷地について開発者と協議を進めていく部分になるかと思っております。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

今までの質問が何でこんなことを聞いているんだろうと思われたかと思いますが、まず最初に言いましたように、子育て世代のお母さんからベビーカーを押して歩いていけるところに公園があったらいいんですけどということだったんで、設置するには何かクリアしなきゃいけないのかということで公園の区分、それから基山町では都市公園条例、これをずっと見てきたら、1人当たりの広さが示されているので、当然ながら、今人口は減ってきているのに、これなら人が少しでも多く来ないと新しい公園設置はできないねと、単純にそういうふうなところから何とかほかに道はないかということで質問しているんですが、先ほどの古賀課長の説明では公園の広さからある程度公園数は足りているし、もし、若いお母さんたち、子育て世代の方たちが今後来て、ちょっとそういうところにあったらいいねということになれば定住促進で答えていただいた開発行為のということではいけないのかなと。だから、やはり今までの設置の経緯とは変わってきているなという認識でよろしいでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

都市公園については市街地の基準がございまして、今現在、基山町は10平方メートル以上に対して12平方メートル以上の人口当たりの面積を持っております。また、市街地についても、今住居が密集しているところについてはそういった公園がですね、小規模公園もあるかと考えております。そういう中で、都市公園としての部分、こちらの公共施設としてつくる分は充足しているという捉え方がございますので、ただ、しかしながら、現在農地であって住居がない部分については、今からのそういったニーズとなってまいりますので、そこについてはそういった個別にニーズが出てくるという考えの中で、開発業者との協議にはなりませんけれども、開発の中でそういった検討を進められるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

なぜそういうことを聞いたかという、もう少し後に聞こうと思っておりますけれども、今現在されている管理を外部委託という形になったときに、今おっしゃるように、公共施設としての分は充足しているということだけど、それとは別個になりますもんね、新たな開発となれば。その点をちょっと確認させていただきました。

その中で、先ほどもちょっと言いましたけど、基山町の都市公園条例ですね、これが平成25年、今から4年前に全部改正となったのは、何か別に必要があったのか、一斉に数字を入れて変わっているから、何かあったんだろうかと思えないんですが、それはどうなんでしょう。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、都市公園法が変わったのが平成24年4月1日の施行で、地域の自主性及び自主性を高める改革の推進という法律改正の中で、都市公園が今まで、先ほど言いました全国一律に定められていた基準、先ほどの街区公園、近隣公園の距離、誘致距離とか誘致面積とかがあったんですが、そういったものは管理者になる地方公共団体が定めるというふうに変更ま

して、政令で国が定めていたものは、今後整備を計画していく地方公共団体、私どものほうでは町ですが――が定めるということになりまして、平成25年にこれは全国的に佐賀県も含めまして、法律の改正に伴い変わってきたものでございます。

本町によっては、細かい規定は、これは市街地は大きい大都市みたいにいると固有の状況が変わるところについては独自に基準を持って、独自性を持った公園がつかれるという自主設計が可能という法律改正になっております。

基山町はこの当時は整備も落ちついておりますので、国の基準を参酌したという形になっております。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

いい返答を今いただいたので、ここで町長に1つお尋ねなんですけど、1つだけです。今、独自性を持ってということで地方公共団体が公園の管理者として何かできるということですが、例えば、ここで条例改正で1人当たりの人口によって広さ、必要な公園設置ということの文言が載っていますが、例えば、幼児といったらちょっとあれだけど、乳幼児、つまり若い方が来られました、小さいお子さんも連れていきます、このエリアは本当にたくさんそういう子たちがいるんだよねと、だから今の公園じゃなくてそういうお母さんがちょっと歩いていけてそういう交流ができるようになったときに、比率の高いエリアに公園という形でなくてもいいですので、先ほどの広場の設置を検討するというような文言まで入れていただくと、こういうお母さんが声を上げたときにすぐに動き出すスピードが違うんじゃないかというふうに考えているんですけど、設置要綱というか、規則というか、その中に、まずそういうことになったら検討するよということを入れていただくというようなことは全く無理なことでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、ちょっと整理しますと、都市公園法自体でいうと、基山町は今充足していて、人口が多分2万2,000人近くなるまで一応この数値は大丈夫だという、そういう前提ですね。ただ、それはあくまでも義務の世界の話なので、新たにつくるという意味でいえば、町有地で

今使われていない土地はたくさんありますので、その場所にもよりますけれども、いろんなことを検討することは、それは全然やぶさかではないですね。ただ、今から先、また民間の開発も進んでいく、今も進んでいますし、これからもっと進んでいくことになりますので、町有地の活用なんかもそういう開発のほうに活用する部分と、そういう緑地公園的なものにする部分できちんとした計画を立てていかなければいけないと思いますので、そこはこれからの定住促進の流れの中で、どういう形が基山町にとって一番いいのかというのを建設課、そして定住促進課、もっと言うと、こども課とか、関係の部署、あわせて、高齢化も進めば健康福祉課も入れて考えていくような内容の話だと思いますので、どっちかという、この質問よりももうちょっと大きい話になるような感じかなというふうに思います。そこはこれからいろいろとまた課をまたがっていろいろな検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

何かそんなおかしなこと言いよったねという記憶だけ、ぜひ。というのも、やはり乳幼児をお持ちのお母さんというのは、社会と一番つながっていない時期なんですよ。一番疎外感というか、子どもと私はほかとつながりがなくなっているというふうな、一番そういう気持ちに陥りやすい時期でもあるので、そういう面でもちょっとしたコミュニティ広場というのはぜひあったほうが良いなということで、そういう方たちが多いところのエリアに関しては、ちょっと普通とは違った感じで考えんといけないう認識だけ持っていたきたいということなので、本当に入れてくださいということではないので、その辺はこれからの皆さんで検討していただきたいということですので。

そこで、子育て世代と先ほどから言っておりますけど、乳幼児、1、2、3歳になるかぐらいまでの方、それから就学時前の子どもをお持ちの方、そして小学校低学年の子どもをお持ちの方、それぞれの子どもによる公園の利用の仕方が違うというのは当然おわかりと思います。ただ、都市公園法には12歳までを対象としているよというふうな文言ですので、小学校に行っていらっしゃる方、小さい方も含めて遊べるような内容のものを考えてあるとは思いますが、当然、それだけ年代によって遊びも違えば安全にどう遊ぶかというあれも違うので、ただ、そういう子どもの成長に必要な五感を刺激する体験のできる公園というのを意識して遊具などを選定してほしいなと思うんですが、現在はそういう形で設置されていると

こちらが思っているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

今言われましたとおりでございます。また、都市公園法の政令、あるいは国土交通省の運用の中にも、先ほど言った3点のブランコ、滑り台、鉄棒等は子どもの発達から一番適切だというふうに考えられている部分も運用の中ではありますので、そういった子どもの当然レクリエーションもございますが、健全な発育の部分でつくっていく部分で考えております。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

もう一つ、ではその確認ですが、先ほど言いました平成24年から25年の更新が行われた分ですね、バリアフリー化及び危険な遊具施設の、この中では更新が必要なのは10公園ですが、7公園が事業対象となっていたということなので、そしてワークショップでの意見も聞くというふうにありましたので、これは反映されてできているよと、ここでも確認ですけど、それはそういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

反映して整備をいたしております。また、バリアフリーの分につきましては、もともとブランコがあるんですが、小さい幼児用のブランコもという意見がございましたので、それが玉虫と中央公園とかついております。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

そして、一番最初にずっと言っていますベビーカーを押して歩いていけるところということで、ちょっといろいろ公園を歩いてみたら、自分たちの住んでいる17区に通称ぴよぴよ公園というのがあって、それが背の低いというか、大きな子が乗るんじゃないような高さの滑り台と砂場、それから動かないように土に埋めてある背中に乗るだけの動物型の乗り物、

そしてそれが公園自体が3.5メートル掛け9メートルぐらいの広さだと思いますけど、イメージとしては、こういうのを欲しがっていらっしゃるんじゃないかなと思ったんですけど、この広さの公園というのは最初から聞いている公園のどういう位置づけにあるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

今、都市公園の話題なんですけど、児童福祉の面から児童公園というのがございます。こちらにつきましてはそういったスプリング遊具と言っておりますが、小さな乗り物で揺れる、ある程度小さい幼少の子どもを対象とした児童公園というのもございますので、そういった観点でも住宅地は整備を行っているところでございます。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

一番最初にいただきました答えも、児童公園という名前で6カ所、街区公園がありますが、児童公園というのはわかりやすく種類として分けてあるのか、別の意味があるのか、ちょっとその辺教えてください。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

この児童公園は、都市計画法上の児童公園でございます。先ほどちょっと私のほうから言いましたのは、また違う法律の福祉法、保育所とかと同じなんですけど、そういった部分で子どもの健康の健全な育成の中で簡単な運動をするという部分で遊具等を設置するものでございます。そういうふうにかような都市型でつくる公園と、若干また都市公園も狭まって地域の分でつくる公園というところでございます。

基山町の場合はけやき台にもございますが、各区で大体お宮、あるいは区の公民館付近とか、地区に近いところでそういった公園が、小さな遊具等がある公園が現在ございます。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

そこで、最初の質問の(3)のところでお聞きした公園の管理についてですが、これは以前、白坂久保田2号線の改良工事のときに公園が削られるんで、この滑り台どうにかなりませんかということで、どういう状況ですかということで建設課のほうに伺ったときに、割とこの管理ということに手がとられて、使われていない公園はどうなんだろうという声もあってということで、管理が難しいというのはちょっとお聞きしたのですが、一応充足している、これは地区での公園とは別個で公共施設としての公園だけですかね、その管理というのは。今聞くと、これもあって、これも公園でとなると、管理というのはそれも含めて今全部やられているということなんですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

都市公園については町のほうでやっております。また、都市公園と別の福祉法の関係の児童公園については町でやる分と地域の各区等で行われている部分とございます。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

では、先ほど聞きました今工事中ですけれども、なっている、ああいうところの区は、17区ですけど、その区の管理というのは、今は町がされていると聞いたんですが、今後広さも削られるし、しょっちゅうしょっちゅう区のほうで掃除、草むしりとかしないとちょっと使えないなというふうになるので、それを区のほうが使いやすいように管理しますということとはできますよね。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

遊具につきましては、都市公園法なり、そういった遊具の安全性の問題で点検は町のほうでそういった地区の分についても行っておるところでございます。ただ、その敷地等の管理については、事例では高島のほうは除草等、その辺は地域のところでやられているという部分はございます。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

では、公園管理者としての役割として、国交省が出しております指針の中で地区住民や子ども、保護者のニーズを踏まえ、計画から維持管理、利用まで全ての段階で適切な対策を講じるというふうに新しい改訂版ですかね、読んだんですが、じゃ、ここの中でも外部委託、業務は外部委託することも可能であるというふうに読める文章がありますが、先ほどの話でいくと、敷地の雑草取りないし掃除は区でしていいですよ、遊具に関してはこちらがしますよと、これ外部委託にはならないんですよね。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

多分、今言われているのはPFIと、要は今からある公園をリニューアルするとか、そういったところについて管理をやるということであると思います。ただ、私が今先ほど申したのは、地域と協働でやっていくというのは、できればそうあればいい姿だと思っておりますので、そういった形は可能かと思えます。ただ、安全面がございますので、そういった部分だけは町の所有者のほうでもしっかりと点検等の管理は必要ですということであって、当然いろいろな利用される等ですね、公園として利用が問題ない形でやっていただくことになると思えますので、協働の意味では、ぜひそういう姿もつくっていただければとは思っております。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

特に、17区は夕方から健康な男性の方が見守りという形でずっと行かれるので、そこで小さい子どもが遊べるような環境に公園をすれば、残念だな、今こういう状態だったら小さい子が滑り台に乗って遊べないなという状況が続いていたもんですから、勝手に管理はできないし、かといって、ここは町のことを言われていたから、今お聞きしているのは17区ですけど、基山町全部で意外と公園があるのにこういうことを言われるというのはというところから見たら、ここの管理はどこがしているのかというふうな、いろんなことがあったので、お尋ねをいたしました。

これに関しては、先ほどの町長のお答えもそうですが、ほかの課と、町としての協議する内容もいろいろあると思いますので、せっかく自然豊かな基山町にお越しくささいといふことと書いてあるので、子育て世代の人が来たときにちょっと遊びに行けるコミュニティとしての広場もあるし、本当にいいよとするためにも現状でいいのかといふことをもう一度検討、これでいいね、管理はちゃんと法にのっとりやっているけど、求められている公園の姿であるのかといふ点で、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

では次の質問に移ります。

教育関係で教育長にお尋ねをするときは、時間に余裕を持たないとしっかりお答えをいただくので、最初の質問は結構早口で飛ばしました。いつもは尻切れとんぼぎみに切れるんで、今回は平成29年度の基本方針といふことと想うところをゆっくりお答えになっていただいて結構ですので、よろしくお願ひします。

取組方針の中で、基山小中3校による小中一貫教育の研究と推進に努めるとあります。これといふのは、具体的にどこを目標地点として進めていくといふことなのか、ちょっと御説明ください。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

来年度の当初ぐらには基本計画を出して、具体的——もう具体的と言いますが、現在も随分入り込んでやっています。基本計画をホームページなりに出せるのではないかなといふこと、これを集中してずっと教員を集めてやると、また業務が重なってきますので、定期的に集まってやっておりますので、ちょっとスピード感はないかもわかりませんが、内容としては実際にもう進めておりますので、内容は完成形に近い形にはなっていると思っております。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

これについては、交代をされた前の校長先生とかとお話しする機会があつて話をすると、基山町の人口数、2万人弱ぐらいな、これぐらいの規模のところの教育が一番やりやすいとおっしゃったんですね。まとめやすいといふか、歩調のずれがないといふんでしょうか。

ということだったので、平成28年度の取組方針として、3校の合同での人権教育総合推進事業ということをしていただきましたので、この連携を生かした教育体験活動の推進も明記されておりますし、いろいろされた中で、1年間にこの3校での連携がおっしゃるように大きく進んだ結果なのかなと。一気に進められないけれども、進めてきたよと、来年が完成形に近づいているという形の認識であればそうなんだろうと思いますけど、その点についてはどうでしょうか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

おっしゃいましたように、人権同和教育で3年間、そして今活力向上で2年間、小中が集まって全く一緒のことをやっているんですね。ですから、ここで非常に固まったというふうに思っております。ですから、少しずつですが、つけ焼き刃でやったような形じゃなくて、本当にがっちりした連携、一貫ができ上がってくるというふうに思っています。

特に、小学校の先生も意識の中に基山の子どもを9年間で育てるんだという意識が芽生えてきているというか、ですから中学校に行っても自分たちの生徒はどういうふうに変容しているんだろうということやちゃんと気にかけてもらっていますし、それから、中学校の教員も、これから小学校の子どもたちを中学校で、小学校で鍛え上げたというか、培った子どもたちの力をどれだけ伸ばすかということやきちんと、ここで一回とまらなくてそのまま引き継いで、特に勉強に臨む習慣とか、態度とか、学ぶ意欲とか、そういうものを引き継いだところで教育をやっています。

蛇足ですが、私も驚くぐらい基山の小中の教員の仲がいいというか、輪がいいというのは感じているところでございます。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

以前の一般質問でそういう9年間で育てる、見守っていくということじゃなかった分、中1ギャップのことをお尋ねしたんで、小学校を卒業して中学校になってああどうしようというふうな、そのずれから起きるものだったから、この9年間でというのはすごくいいことだと思います。

何でこんなことを心配したかという、基山町に、例えば小学校1校です、中学校1校ですというなら、本当に何も心配なく9年間でいくなとなるんですけど、若基小と基山小があって小学校2校ですよ。でも、中学校は1校ですよ。ここでやはり小学校の2つしかない小学校のバランスをどうとっていくのか。1つのほうはある程度子どもがふえました、クラスもある程度いい形で、ところがこっちは人口が減りました、40人学級の学年もありますという、こういうところでどうバランスをとっていくのかというのがちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

今、教員の人事で基山小の教員を若基小にやって、若基小の教員を小学校に1人、また、中学校の教員を免許を持っている関係で若基小でやらせたりと、そういうことをして教育の意思の疎通というか、こういうふうになっているんだよというのをお互いにわかるような、そういう手だてをとっております。

私の話は長くなると言われますが、ついでに福井県は、あそこ小中一貫教育に余り熱心じゃないんです。でも、小学校の教員も中学校の教員も、ほとんど両方の免許を持っているんですね。3年、4年、5年して異動のときにどっちに行くかわからないという異動をしているんですね。小学校へ行ったり、中学校へ行ったりしている。そうすると、算数の授業を5年生、6年生でやっていて、この授業は数学でこういうふうが発展するよと、数学の教育員なら。だから、ここのところはもうちょっときちんとやっておかなきゃいけないなど。ですから、そういう流れでも小中が非常にスムーズにいけるとというのが福井県で聞いた話でございます。

ですから、教員の意識というのは小中一貫教育をやる場合にはとても大切であると思っております。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

私もそういう形でいいなと思う反面、これを聞いたのは夏休み前のPTAの地区懇談会でちょっとお母さん方の心配が出まして、というのも、しばらく基山小学校と若基小学校の学

力に関しては少しこういう状況が続いていたというふうにお聞きしていたものですから、こ
としはこっちがこうだねとか、こういうシーズン状態であるならばこういうお母さんたちの
声がこんなふうな声として上がらなかったんですけれども、しばらくこういう状況だったの
にこうなると、これはどういうことなのという。だから、今おっしゃるように、小学校、
中学校を回りますね。小学校同士も入れかわって、ある程度こっちの子どもばかりとい
うことのないようにということだろうと思いますけど、こういう状態、別にこっちがいつも
こうじゃなきゃいけないということはないんだけど、しばらくこうだったのがこうなっ
たというものの分析というのはされましたか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

当然やっております。ですから、そのことについても対策というか、そういうことも考え
てはおりますが。今いいですか。（「大丈夫です。どうぞ」と呼ぶ者あり）結局ですね、子
どもたちの学力というのは子どもの力だけではないんですね。それで、この前PTAの意見
交換会があったときに教育基本法の第10条と有名な条文なんですが、家庭教育というところ
で、こんなのは教育に入れるかと、法律に入れるかというところでいろいろあった条文な
んですが、父母その他の保護者は子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活
のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた育成、
発達を図るように努めるものとすると。当たり前なことなんですけど、でもわかっていらっし
ゃらない人が教育は学校だと、この部分をもう少し具体的に、家庭とともに学校がやってい
く、そこがこうなっていたところはすごくうまくいっていたんです。それが最近、こうな
ったほうがそっちのほうがうまくいっているのかなという感じがしております。ですから、も
う一回基本的にそういうところを考えていこうというところを今からやっていこうとい
うところなんです。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

ちょっとうがった見方と言われたらあれなんですけど、図書館の位置がですね、これは建設
前からちょっと言われていたんですけど、やっぱりハンディーあるよねというのは否めない

のかなと思って。夏休み、私も図書館に本を借りに行ったり、必要な資料になるような本を読みに行ったりということで結構行かせていただんですけど、宿題はエントランスの机のところでもあふれんばかりにしていたんですけど、若基小ならここ歩いてこれらないよね。やっぱりお父さん、お母さん、やっぱり車で連れてこないといけない。でも、そうじゃない子はこれ絶対歩いてきているねと。いちいち子どもに聞いていないですよ、歩いてきたの、近くとか、そんなことは聞いていないんですけど、やっぱりその辺、ハンディーかなと。これは建てる前から言われていたけど、そういうところというのはこうなったときに子どもたちが本をよく読んでいるし、あそこに近くだし、勉強に行っているよという声としては上がってきていないのかな。これはちょっとその辺でひがみじゃないけど、若基小の子はちょっとかわいそうかなみたいな、そういうふうに思うけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

学力の面と図書館の面がまさにリンクするかというと、ちょっとそれは置いておいて、転勤した伊藤校長から、これはいつも同じようなことを言われていました。若基小に対して、町は図書館利用に対してもっと配慮すべきであると。ですから、何とかできませんかということ、基山の子どもたち、小学校の子どもたちは歩いてすぐじゃないですか、調べ学習だって、一個連隊で通ってくればできるんじゃないですかと。若基からできないんですよ。ですから、もっと町は若基小の子どもに図書館のために何かをしてくれて当然だということ、を言い残して転勤しましたけれども。私もわからないことはないんですが、なるべく便宜を図る手だてというのは折々に考えてはいるんですが、ここでまた言うとなんかちょっと長くなるんで、そういうことはハンディーがあるということ、利用に対しては確かにそう思います。

○議長（品川義則君）

天本まちづくり課図書館長。

○まちづくり課図書館長（天本洋一君）

きょうも基山小学校の3年生が、基山小で一番すばらしいところはどこかといったことで基山町立図書館ということで手を挙げてくれた3年生31名が2時間目と3時間目を利用して基山町立図書館で学習をしていていました。そういったことで非常に利用しやすい、基山小学校としてはそんな感じで時々そうしたこともございます。

ただ、若基小学校からも2年生の町探検という授業があります。そういったときには若基小学校の子どもはJRで一駅、基山駅まで乗って、そこから基山の図書館まで歩いて、そしてそちらも2時間ぐらい図書館で過ごして、私たちにもいろいろな質問をして、そして学習して帰られるということもありますので、そんな感じの御利用を今後もお願いできたらなどというふうに考えているところです。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

図書館が利活用されているので、羨ましいなという思いから聞いておりますから、決して小学校別に差別しているという認識ではないけど、利用しやすいよねという声はほかの方も言われたということは、やはりそういう声というのは耳にされなくてもちまたではちょっと出ていますので。

何でこういうことを心配するかというのは、先ほど学力面ではこうなったからいい意味でもう一回原点に戻って勉強しなきゃねということなんだけど、実際、中学校に行くときに若基小のほうはやっぱり外に、要するに基山中に行かずに私立中学に受験というのがちょっと続いているという状況で、だから、そういうふうに子どもの教育に熱心な方は、やはりそういういろんな条件を踏まえたら、じゃ、こっちがということで私立の受験を継続して多いということで行くんじゃないかと。そうなってくると、せっかく小中一貫教育の中で先生方を異動させていても、9年で基山町の子どもを育てるんだということをやられているのにどうかという、やっぱり不安があると、そういうわかるけど、でもやっぱり中学校はこっちにというふうなことになる、せっかくそういうことでされてきているものにどうなんだということ、この点ではそういう意味で何かお考えですか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

進路の多様な選択肢という面では、私立の学校、あるいは県立の中学校に行くのは当然あっていいものであると。しかし、それに負けないような魅力のある学校をつくっていけば、恐らくこっちの中学校に戻ってくると――戻ってくるといふか、進学してくれると。実際です、2年ないし3年、どっちははっきりしませんが、26名ぐらい進学した年があったん

ですね。そして、ことしはそれより10名ぐらい少なかったと。だんだん受験者が少なくなってきた、基山中を選択してくれるというか、そういう子どもたちが多くなっている。ですから、県立の中学校がメインでたくさん行っていたんですが、県立の中学校へ行くと必ず鳥栖高校しか行けませんよね。鳥栖高校以外に進学したいということを考えている子どもがいるんですよね。ですから、そういう子どもたちが入ってきてくれていると。ですから、必ずそういう子どもたちには結果をつけてやらなきゃいけないと。

昨年度は国立工専に8名か9名受かりましたよ。当然、点数でいうと——点数だけで論じるのはおかしい話ですが、鳥栖高校の一番下よりも点数は余計とおかないといけないという、そういうところにも行きましたし、そのとき佐賀西にも2名行っていますし、出口では割と頑張った子どもは基山中でもきちんとできるということが多分わかっているんじゃないかなということで、特に最近、子どもたちもよく挨拶をするし、悪いことというか、問題行動を起こす子どももいませんし、運動も頑張るし。ですから、そういうところを若干子どもたちはわかってくれているのかなと感じております。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

お母さんたちの心配を聞いたので、私はあえて、もう子育ては終わっていますけど、心配をして聞いているというところなので、その辺は少し教育長のお話を聞いて、結構復活というか、エネルギーがたまっとうまくいっているんだなというふうな印象を受けたんですが、1点、前々回で英語の検定のことを一般質問の中でさせていただいたんですが、それとは別個でALT、外国語指導助手ですね、これが全国版のニュースの中で見ていたら、全国のいろんな学校に行かれているけど、ジャマイカの方が意外といろんなところに行っていると。これは国民性だろうけれども、大体このALTはどのように、どこからの方を受け入れて配置になっているか、その辺ちょっとよくわからないので、教えていただけますか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

一昔はJETプログラムといって、ALTの派遣を文科省が主体となって、そして向こうでテストしてそれに受かった教員がALTとして日本に来ていましたので、割と英語もネイ

ティブでありますし、それと、大学を出たきちんとした学力を持って教養があつてというしっかりしたのがあつたんですが、今はしっかりしていないという意味ではなくて、派遣会社に委託して派遣会社から来ていますので、そのあたりが問題点というのは全国いろいろなところでやっていると思いますが、（発言する者あり）うちが派遣会社ですね。JETはまだやっているところがある。JETは予算が恐ろしく高いんですよ。ですから、派遣会社でやるんですが、そのあたりは派遣会社を信じてやらないと、例えば、今ちょっと失敗したなと思つていることは思つているんですが、小学校に来ていたALTがネイティブじゃないんですね。この前、小学校の教員と面接をしていたときに、ALTがシーズン、シーズンと言うから何だろうなと思つたら、シーズン——四季ですね——のことだったと。だから、ネイティブじゃないと、時々これ以外にもあるんですよと言つて、ちょっと注文をつけられたんですが、努力しますということ。やっぱり小さな子どもたちにはネイティブじゃないといけないという気が。ただ、予算の関係からいうと、そういうところもあわせ持つていてということをお理解いただきたいと。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

中学校に開放ウイークのときに行ったら、英語の授業を見ながら、いい授業をしているなと思つたら、そのALTの方がどうぞと言われたから、いいえ、結構ですと言つただけで、一回入つてしまうと1時間が終わらないと出にくかつたもんだから、外から見させてもらつていたんだけど、結構気が利く方だなと思つてちょっとびっくりはしたんですけども、英語の授業は本当にネイティブな英語でよかつたんですけど、もう一点、時間的にお聞きしたいのは、前回聞いた英語検定補助金制度ですね。これで英語力の強化について力を入れているというのは分かるんですけども、例えば、3級とか準2級とか級がありますけど、受けさせる子どもの合格者の個々の目標数、1回でぱつと受ければいいけど、準2級あたりになつて難しいやろうなと思うので、その辺の目標の数値とかいうのは設定はされているんでしょうか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

中学校卒業までに3級を取る子どもたちが5割という設定はしておりますが、ちょっとまだなかなか難しいところがございます。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

ことし受けました。頑張ったけど、だめでした。来年もこの制度を使って受けるということとはできるのか。要するに、よしじゃ頑張ってこの級取るまでやれってするのか、やっぱり人数に限りがあるので、その辺はどういうふうなサポートを考えていらっしゃいますか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

昨年から補助金のほうを出しております英検のほうの補助になりますけれども、これが年度の中で、例えば、6月、10月、2月と3回年間に試験のほうがありますけれども、6月に受けて補助金の申請をしたと。その時点で合格できなかったの、再度2月に挑戦して、今度は合格したという場合は、この場合は年度で1回の申請ということになりますので、補助金の支払いは最初の一度のみという形になります。

ただ、そこで去年4級に合格して、ことしまた次に3級を受けたいということで、年度がかわれば次に申請したときはその場合も補助金の対象になるという形になっております。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

今のところ枠の中でおさまっているからそれができるのかなと思うんですけど、多くなれば、あなた去年受けたよねということも当然あるのかなとは思ったりもするんですが、最後に1点だけ、別の県ですけど、どこの県やったか、福井県やったかなと思いがちちょっと思っていたんですけど、高校受験のときに英語検定の級を持っている人にプラス加点をするというのがニュースになっておりました。これどうなんだろうと、特に補助金を出して力をつけるために頑張ろうねとさせているのに、高校受験になったら、あなた何級持っているの、プラス何点なんていうのはちょっと私としては考えられないなと思ったんですけど、佐賀県の教育委員会では、ほかの県のこういうことに関しては何かお考えはありますか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

今のところそういう考えは全くないと思います。大学入試に関しては平均であるとか、TOEICであるとか、そういうものについては配慮していくというのはあるようなことは聞いておりますが、高校受験に関してはちょっとそれはどうかなという感じはいたします。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

では、あくまでも本人の力をつけるために頑張ろうねという形で応援をしていくということによろしいですね。

そしたら、もう一個聞く時間がありましたので、早く終わろうと思ったんですけど。7月夏休み入ってすぐなんですけど、図書館に行ったときに受付業務で鳥栖小やったか、鳥栖高やったかちょっと忘れたんですけど、高校生がパソコン入力しながら受け付けをしているというふうなことを見たのですが、これはどういう取り組みの延長でされていたのか。いいことだなと思ったんですけど。

○議長（品川義則君）

天本まちづくり課図書館長。

○まちづくり課図書館長（天本洋一君）

鳥栖商業と神埼清明の学生が来ていたかと思いますが、体験学習の一環でございます。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

何でもいいと思うような取り組みはぜひ続けてほしいと思います。

そして、最後の(3)で聞いたような多様な体験活動ということで、今後、合宿所もでき上がりますので、町内の子どもたちには1泊2日の今あるチームでの雰囲気よりも強くなるためのというふうな、いろんなことが考えられますので、ぜひ子どもたちを見守っている方からの、こういうこといいんじゃないか、こういうこともやろうよという声があったら、全部はできないにしても聞いていくということで、ぜひお願いしたいと思います。

やっぱり早口で終わりましたけど、以上で終わります。

○議長（品川義則君）

以上で牧菌綾子議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして散会とします。

～午後4時50分 散会～